

季刊

労働総研

クォーターリー

1994年春季号

No. 14

●社会保障をどうしようというのか

—社会保障将来像委員会報告批判—

特集 家族・保育政策—国際家族年と労働者階級

国際家族年と労働者階級

今日における保育政策の動向

国際家族年と労働者家族

EC (EU) における家族・保育政策の動向

国際・国内動向

クリントンの医療保障法案をめぐる諸困難

女性と開発に関するアジア太平洋NGOシンポジウム

日本型企業社会と社会政策

書評

江口英一監修・労働総研・全労連編『現代の労働者階級』

伊藤陽一他編著『労働統計の国際比較』

小川 政亮

布施 晶子

逆井 直紀

伊藤 セツ

木下比呂美

日野 秀逸

中嶋 晴代

中川 スミ

道又健治郎

佐藤 博

労働運動総合研究所

労働総研クォーター

第14号 (1994年春季号)



目 次

●社会保障をどうしようというのか

- 社会保障将来像委員会報告批判 —……………小川 政亮 2

特集 ●家族・保育政策—国際家族年と労働者階級

- 国際家族年と労働者階級……………布施 晶子 13
- 今日における保育政策の動向……………逆井 直紀 20
- 国の保育制度「改革」と公的保障拡充 —
- 国際家族年と労働者家族……………伊藤 セツ 26
- EC (EU) における家族・保育政策の動向……………木下比呂美 31

国際・国内動向

- クリントンの医療保障法案をめぐる諸困難……………日野 秀逸 36
- 女性と開発に関するアジア太平洋NGOシンポジウム ……中嶋 晴代 39
- 平等・開発・平和—国連第4回世界女性会議にむけて —
- 日本型企業社会と社会政策……………中川 スミ 42
- 社会政策学会第87回研究大会について —

プロジェクト 研究部会報告

- 中小企業問題研究部会……………福島 久一 46

- 討論のひろば ● 公務の労使関係をめぐって……………伊藤 良文 49

- 書 評 ● 江口英一監修・労働総研・全労連編『現代の労働者階級』……………道又健治郎 50

- 伊藤陽一他編著『労働統計の国際比較』……………佐藤 博 53

- 新刊紹介 ● 伊藤セツ著『両性の新しい秩序の世紀へ』……………桜井 絹江／大澤準一・上掛利博 56
- 編『福祉都市を創る』……………岡崎 祐司／F.Kカウル著・日野秀逸訳『アウシュビツツの医師たち』……………儀我壮一郎

社会保障をどうしようというのか —社会保障将来像委員会報告批判—

小川 政亮

はじめに

今日、いわゆる臨調・行革路線の下、年金、医療、社会福祉など社会保障全般にわたる人権侵害的改悪が相次ぐ中で、周知のように1993年2月、社会保障制度審議会・社会保障将来像委員会報告（以下「報告」という）が出された。まさに日本の社会保障の今後のあり方にかかわるこの報告をどう見るかが問われている。この報告については既に多くの人が意見をのべている（たとえば『賃金と社会保障』1993年4月上旬号、同下旬号、5月上旬号及び同6月上旬号における座談会「社会保障理念の見直しを問う」記事など）。ここでは前記座談会での私の発言及び『老後保障最新情報資料集』第10集（あけび書房、1993年6月）所収の拙稿「社会保障の明日は誰が—社会保障将来像委員会報告批判」をもとに私の見解をまとめておきたい。

1. 「報告」の背景

これまでわれわれが日本国憲法と世界的な人権思想の成果を武器として、一定程度獲得してきたはずの権利としての社会保障に対して、とりわけ1981年7月の第2次臨時行政調査会第1次答申以来、政府・与党は国際貢献の名で軍事大国化を推進するとともに、その反面で露骨に全面的な社会保障改悪計画を、自助と相互扶助、

民間活力活用論、「豊かな社会」論などのイデオロギー攻撃とともに強化してきている（わが国の戦後の社会保障の以上の展開概観としては、前掲「座談会」記事中の私の「戦後社会保障立法の動き」、同「日本型福祉社会論の登場」などの他、より詳しくは、拙著『社会保障権一歩みと現代的意義』を参照されたい）。

この中で起ったのが、『「福祉」が人を殺すとき』（寺久保光良著、あけび書房、1988年）、『続「福祉」が人を殺すとき』（同、1991年）『「国保」が人を殺すとき』（西館静夫著、あけび書房、1989年）などに如実に報告されている諸事件であり、国保では1992年にも東大阪市で3000世帯が被保険者証を交付されず、同市では1993年にも資格証明書発行4000件、短期被保険者証4000件（民医連新聞1993.4.21）と伝えられ、他にも福岡市、北九州市、札幌市などで大量の資格証明書発行が伝えられている。

1992年3月末で、全国3258市区町村で国保加入1698万世帯、国保被保険者3830万人（うち退職者医療本人263万人、老人保健法医療給付対象687万人）、加入世帯の68%が年間所得200万円以下の低所得者なのに平均国保料は年額14万5000円で、5年前に比べて28.7%も上昇。高額で払えない人々が少なくないところへ不況の追い打ちがさらに深刻（1993.2.28赤旗）という状況である。にもかかわらず1991年6月現在、国保料・

税のいわゆる「悪質」滞納として被保険者証返還を命ぜられて、お金のもちあわせがないと医療もうけられない資格証明書発行を受けた人が全国731市町村3万2073世帯（1世帯平均2.3人として7万4000人）にも上るという（赤旗・同上）。

最も社会保障の必要性の高い低所得の人々は医療保障からしめ出されるだけでなく、年々引き上げられる国民年金保険料（1993年4月からは1人月額1万500円にすら上がっている）の負担にたえられず、滞納を余儀なくされることで劣悪な年金からも排除されるいわゆる無年金者も膨大な数になろうと推測されている。

さらに被用者保険加入者をも含めて、入院時の給食費を基準的には社会保障からはずして患者の自己負担に転嫁しようという、まさに、これこそ、生命の沙汰も金次第という改悪まで政府はもくろむに到っている。社会福祉サービスの面でも、保育所利用については、原則として措置によらず自由契約制にするため、児童福祉法と別に保育サービス法（仮称）の立法化も検討するというなど、社会福祉立法における全般的な措置制度解体のおそれさえ考えられる程である。

そのような状況のなかで、国民の不満が続出してきている。しかし、支配の側の政策は、反省どころか、臨調・行革路線を一層推進するためにお墨付きを与える、一定の権威づけを必要とするというところから、社会保障制度審議会の出番となったと言えよう。

2. 社会保障制度審議会の地位と

「報告」経緯

というのは、戦後すぐの1947年8月アメリカから来た社会保障制度調査団が翌年出したいわゆるワンデル報告を受けて同年成立の社会保障

制度審議会設置法によって設置されたのが同審議会で、同審議会は内閣総理大臣の所轄に属して、社会保障制度について調査・審議し、勧告を行うという権限をもっている。すなわち同法によれば、同審議会は、「社会保険による経済的保障の最も効果的な方法につき又は社会保険とその関係事項に関する立法及び運営の大綱につき研究し、その結果を国会に提出するように内閣総理大臣に勧告し、内閣総理大臣及び関係各大臣に書面をもって助言する任務及び権限を有する」（2条1項）権威ある国家機関である。その意味で今回の「報告」とそれをもとにするであろう「勧告」等の発言は、決して軽視を許さないとえよう。

ここで、今回の「勧告」の経緯を見ておこう。1991年9月、医療保険制度の一元化問題を始め社会保障制度の諸問題を幅広く議論する場として、社会保障制度審議会に小委員会が設置された（同年12月11日の会合で名称を社会保障将来像委員会と決定したという）。

隅谷三喜男同審議会会長は、同年11月24日、拡大小委員会後の記者会見で「社会保障の論理・思想というものが日本の場合、必ずしも確立されていない。これを検討し、将来像を描き、これに基づいて対策をたてていくべきだ」「社会保障全体を見直していく必要がある」「社会保障の意義、範囲を見直したうえで、日本の社会保障に対する基本思想を示す“社会保障基本法”を制定」「これに基づき医療保険・年金の一元化問題など個々の問題に取り組んでいくべきだ」とのべたと伝えられている。とくに見逃せないのは、「時代の変化とともに背景が変わっている。時代に合わせた考え方が必要だ」（傍点・小川）としている点である（健保連『健保ニュース』1991.12.5参照）。つまりは臨調・行革路線追随ということのようだからである。

将来像委員会は、基本問題部会、サービス部会、雇用・所得保障の三部会を設けて審議をすすめ、委員会としての意見は制度の進むべき方向を示した「提言」（勧告）として位置づけられる見通し（『健保連ニュース』前掲）といわれるが、1993年2月に出されたのは、それに先立つ第1次報告で、この「報告」末尾の記述からすると、このあと国と地方自治体との関係についての検討が予定されている。

3. 「報告」の構成と特徴

報告は、①社会保障の理念等の見直しの必要性、②社会保障の基本的理念、③社会保障をめぐる公私の役割の3部構成になっているが、一番いいたいのは③のようで、社会保障における公私役割論の名で極力、社会保障についての国（地方自治体を含む）の責任・義務の縮小、棚上げをはかろうというところに狙いがあり、それには当審議会1950年10月の有名な「社会保障制度に関する勧告」（以下、「50年勧告」という）が邪魔になるところから、当時と今日では状況が変わったから、もう50年勧告は駄目といおうとしているように受けとれるのが特徴的である。

50年勧告は、冒頭に憲法25条を引用した上で、「これは国民には生存権があり、国家には生活保障の義務があるという意である。これは、わが国も世界の最も新しい民主主義の理念に立つことであって、これにより旧憲法に比べて国家の責任は著しく重くなったといわねばならぬ」と格調高くうたっている。

この格調高い生存権理念と国家責任強調が臨調・行革路線強行に邪魔になるところから、50年勧告後40年、当時とは状況が変わったことを口実とする「理念等見直し必要」論と、新しい「理念」なるものの提示が必要という論理構造になっていると考えられる。

この50年勧告駄目論は、50年勧告の拠って立つ憲法25条を邪魔もの視することでもあろう。しかし、最低生存でなく、健康で文化的なという意味での最低限生活を営む権利と、それを生活のすべての面にわたって社会保障（社会福祉・公衆衛生を含む）の向上・増進によって保障すべき国の責務という憲法25条の重要性は、40年後の今日、減少したどころか、ますます強調されねばならなくなっているというべきであらう。

4. 政策的誘導のすりかえと事実の無視

事実、第1部「社会保障の理念等の見直しの必要性」が(1)「社会経済の変化」としてあげた①経済の変化、②人口の老齢化、③家族の変化、④労働関係の変化、⑤人口の都市集中、⑥生活保障の多元化、の6点の中で、とりわけ③、④、⑤では社会保障の必要性増大を自認しており、「報告」自身、「豊かな社会」と括弧つきで表現せざるを得ない状況である。

にもかかわらず、無視できないのは、⑥で、今日、豊かな社会（ここでは意図的にか、括弧をはずしている）の出現などで「個人」年金、企業年金など私的年金の充実、民間医療保険や介護保険の誕生、民間非営利団体による福祉サービスの提供、シルバービジネスなどいわゆる福祉産業の登場などによって、民間に生活保障手段が多数生まれ育ってきた」として、これら福祉をも営利の場としようという福祉産業が特に臨調・行革路線のもとで公的保障抑制と「民活」で政策的に育成されてきたことを意識的に棚に上げて、あたかも国民が豊かになったから自然成長的に生じてきた現象であるかのように描いたうえで、だから「公私役割分担へ」という論理で、公的責任棚上げという結論への布石としようとしていることである。

このようなやり方は、「報告」の中の「社会保障制度の変化」と題するところで、より露骨に見られる。たとえば老人保健制度、国民皆保険、皆年金と、そのことにより生活保護の比重が低下したとした上で、これらが50年勧告当時と事情が大きく変わった点としている。

しかし、老人保健制度が老人医療有料化と老人医療差別による老人のまともな医療を受ける権利の侵害をもたらしたこと、また生活保護の比重低下も、とりわけ1981年のいわゆる123号通知などによって「福祉が人を殺す」といわれるほどにまで強引に進められて来た「適正化」の名による人権侵害政策によるところが少なくないことは完全に無視されている。

このような歴史的な事実認識欠如の手法は、「報告」が50年勧告当時に比べて社会保障の給付水準が上昇したとするところにもあらわれている。すなわち、上昇したとすれば、それは日本国憲法を武器とし、また50年勧告の格調高い精神を受け、MSA 予算反対闘争、安保闘争のもり上がりの中でたたかわれた朝日訴訟運動と、それにこたえた東京地裁1960.10.19判決の成果であり、また60年代に発展した老人医療費無料化要求とそれにこたえた美濃部革新都政の実践につづいた全国的な多くの地方自治体の動き、そしてまた1973年にもり上がった空前の政治ストとしての年金ストライキなどの成果というべきである。

そして、それが同年のいわゆるオイルショックを好機としての支配の側からの巻き返し、その具体化としての臨調・行革路線のもとで、老人医療費有料化を突破口として給付水準の切り下げ、数々の人権侵害が進行している。しかし、この「報告」には、そのような歴史的な事実認識は、もとより見ることはできない。そこにあるのは、50年勧告当時より良くなったという表

現で、現在も高水準であるかのように描くことで、50年勧告は古いと印象づけようとしているとの感を免れない。

5. あるべき検討の眼目は

「報告」が第1部の最初の方で、「先進諸国ではその『福祉国家の危機』が叫ばれ、社会保障制度の抑制の気運が高まった。今日、そうした動きは鎮静化しているとはいへ（傍点・小川）、我が国でも社会保障制度の見直しが行われるようになった」としている。これは何をいおうとしているのか。つまり、福祉国家の危機が叫ばれ社会保障抑制の動きに反省が加えられ、これ以上抑えてはいけないというのが国際的傾向であるが、日本では、むしろ社会保障をもっと抑制すべきだ、といっているようでもある。とすれば「報告」は、日本の今日の政策動向の反国際性を自認しているかのようでもある。

それにしても、1966年国際連合総会で採択された国際人権規約が、たとえば健康権について、その規約の12条1項で「この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める」とうたい、2項で締約国が「この権利の完全な実現を達成するためにとる措置」をあげた中には「病気の場合にすべての者に医療及び看護を確保するような条件の創出」をうたい、わが国もこの国際人権規約を1979年批准し同年9月21日より国内法としても発効しているところであるにもかかわらず、この「報告」は、今日わが国の一連の社会保障改悪政策がこのような国際人権規約に違反するものであることはもとより、そもそも国際人権規約の存在そのものを完全に無視している。

そもそも今日、50年勧告の精神がどれだけ実現されてきたか、日本国憲法、世界人権宣言、

国際人権規約等がどれだけ守られてきているのかを検証することこそが、戦後の社会保障制度検討の眼目でなければならない。

しかし、「報告」は、このような検証を棚上げした上で、ただちに「社会保障制度として誰がどこまで負担するのかを考えながら、公的に保障すべき分野と範囲を改めて見直す必要が出てきている」などとして、公私分担論の名による社会保障国家責任の後退へと短絡している。

6. 「社会保障の基本理念」とは？

「報告」は、まず、社会保障は「近代国家の成立とともに、国民の共同連帯による相互扶助を行うものとして成立してきた」とする。果して妥当であろうか。

柴田嘉彦氏は、社会保障への歴史として、資本の本源的蓄積の段階で救貧法・産業資本主義の段階で労働者の共済制度、独占資本主義段階で社会保険へと進み、そして今日の国家独占資本主義段階で労働者・国民の幅広い運動の成果として国家責任としての社会保障が成立するという発展経過をたどるとされている（たとえば柴田『社会保障』水曜社、1975年、p.91）。「報告」は、こういう歴史的発展を無視している。

すでに1915年、穂積陳重博士の『隠居論』は、20世紀法律界の未曾有の新現象として少年裁判と養老期金（今日でいう老齢年金）をあげ、老齢年金制度は「老人権」という考え方によるもので、老人権とは老人がただ社会の一員であるということのみによって、社会に対して生活の資料を要求する権利であり、近代工業の発展によって老貧者が激増したことから老人権思想が成立してきたものである、としている。そこには資本主義国家が発展するなかで貧困が構造的に作り出されて来たという認識がある。明治憲法下ですら既に1910年代にそのような指摘がな

されていたぐらいであるのに、「報告」では、そういう社会保障を必要とする実態、貧困が何故生じてきたかという社会科学的な構造的・歴史的認識が全く欠如している。

そして「共同連帯」ということで国家責任も、資本の責任も、従って、権利としての社会保障という考え方も認めないという訳である。要するに「報告」が共同連帯・社会連帯というのは国民に負担を転嫁するためのものに他ならない。戦前への逆行である。

戦前、旧国民健康保険法が1938年、日中戦争激化の中で健兵・健民の名で軍事的必要から作られたにかかわらず、まさに、その同じ軍事的理由から直接的戦費が優先され、国民大衆の健康保障のための国家負担はこれを回避するために、農山漁村、都市の低所得住民に負担を転嫁することを正当化するイデオロギーとして「相扶共済」を同法でうたったことへの逆行に他ならない。

事実、今日、冒頭に記したような広汎な低所得国保被保険者への高額国保料・税の収奪を正当化するため、ことさら政府と多くの地方自治体は、1958年成立の現行国保法が「社会保障と国民保健の向上に寄与することを目的」とすると明記することで、憲法25条による国民の権利とそれを守るべき国家責任の表明こそが現行国保法の本質であることを明確にしていることを故意に隠蔽し、旧法の本質が現行法のそれであるかの如くに人民をあざむく違法を敢えてしているのである。「報告」は、そのような公権力による詐欺・収奪行為の追認をはかっているといっている。

以上のような歪んだ現状認識と意図の上に立って「報告」は、社会保障の理念として、「社会保障はみんなのために、みんなで作って、みんな考えていくものとして21世紀に向けて新し

い社会連帯のあかしでなければならない」とし、「国民は自らの努力によって自らの生活を維持する責任を負うという原則は、依然として重要である」と国民に対して自助と相互扶助の教説をたれ、国家責任の後退を正当化しようとしている。

7. 所得再分配効果論

「報告」は「社会保障の基本理念」論の中で、社会保障は「所得再分配の効果をもつ」としているものの、誰と誰との間のそれであるべきかについてはふれようとはしていない。スウェーデンやデンマークなどは日本以上に高齢化しているにもかかわらず、高齢化社会危機論などはなく、むしろデンマークなどは医療も年金も全部公費負担であり、スウェーデンでも入院給付は公費負担である他、医療保障における外来給付と現金給付及び所得保障としての年金はいずれも社会保険方式ではあっても被用者については保険料は全額使用者負担となっている。しかし、長文の「報告」のどこにも、被用者保険において保険料の半分も労働者に負担させるとする労使折半主義で良いのか、低所得被保険者が多くを占める国保で国庫負担引下げ政策をとることの良いのか、について何ら言及するところはなく、巨額にのぼる年金積立金(1990年末で約108兆円、2000年には約197兆円という)の存在についても一言もふれてはいない。

ILOが1984年の興味ある報告書『21世紀に向けて—社会保障の発展』の中で、①保険料が最も有力な場合は、給付が報酬比例の場合であり、②租税による財源調達是最も有力な場合は、たとえば家族給付や医療給付のようにあらゆる人に保障することが特に望まれている時である」とするとともに、「租税による財源調達はまた、すべての人に最低限の定額給付を行うためにも

使うことができる。この場合、所得比例の保険料は所得比例の給付をそれに上乗せするために残しておく(194節)とし、また一般論として社会保障の財源調達は累進的負担によるべきことを勧告する(260節)ともしている。しかし、「報告」は、そういう国際的英知を結集して出されたILO報告書をも無視している。そもそも社会保障のひとつの経済的效果は、垂直的な所得の再分配、すなわち資本主義国家の中で大きな利潤をあげている方から勤労者階級に所得を再分配しようというのが本来の任務の筈だが、「報告」は「共同連帯」とか「みんなでつくり、みんなで支える」という文脈の中で、いわば水平的な再分配、すなわち同じ勤労国民の間で所得の高い者から低い者へというようにすりかえることで、大資本の責任、大資本と密着している国家の責任を免責しようという訳である。

8. 社会保障の目的ないし範囲論

「報告」は、50年勧告のいう社会保障の目的ないし範囲は救貧と防貧だったが、今日では社会保障は広く国民生活全体の保障へと目的ないし範囲が変わった、としている。

救貧とか防貧というのは、それ自体、戦前的な古色蒼然といった用語で、日本国憲法自体からすれば、人間に値する生活ができていないのが困窮であり、その意味では、それすら十分には決して保障されていないのは周知のところであり、そして今日なお、われわれの大部分は病氣や老後、働き手死亡、障害、失業などの場合の生活不安に脅かされているという現実を「報告」は無視している。

それに、社会保障の範囲ないし分野論として言えば、50年勧告自体、社会保障の目的を「すべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」とし、

それを「生活保障」とよんだ上で、このような意味での「生活保障」としての社会保障を、①困窮の原因に対する保険的方法での狭義の経済保障、②同じく困窮の原因に対する公費負担での経済保障（いわゆる社会扶助）、③生活困窮者に対し国家扶助での経済保障（いわゆる生活保障）、④公衆衛生及び医療、そして⑤社会福祉、の5領域からなるものとしていたのであって、いわゆる狭義での救貧・防貧の2分野に立っていたものでないことは明らかである。憲法25条2項にいう社会福祉・社会保障・公衆衛生を広義の社会保障とよぶ一般的理解からすれば50年勧告は、まさに憲法25条に対応していたといえる。

これに対し、「報告」は、社会保険以外のもの、すなわち一般財源によるものを社会扶助とよび、社会保障を社会保険と、このような一般的理解とは異なる社会扶助との2領域に分けるというやり方をしている。これが何を意図しているかは必ずしも明らかではない。しかし、私としては、かなり問題があると思っている。

というのは、これまで日本での用語例では、大体において、社会扶助とは、公的扶助（50年勧告でいう国家扶助、すなわち生活困窮者に対していわゆる補足性原則に立って行われる公的な経済保障）でもなく、社会保険でもなく、しかも医療でも社会福祉サービス給付でもないもの、つまり児童手当、児童扶養手当、福祉年金などのような無拠出制の定額金銭給付をさしている。

そして、ILOは、このような意味での社会扶助を高く評価している。社会保険の場合は、社会という字がついていても、労働者も保険料負担を要求される場合が少なくなく、一般的に十分な賃金を受けない労働者にとって保険料負担がどうしても過大になるおそれがある、必ず

しも労働者にとって望ましいといいがたい。さりとて公的扶助は、補足性原則に立つので、いわゆるミーンズ・テスト（資産調査）がついてまわり、とかく人間の尊厳を害するおそれがある。これでは、人間の尊厳、平等保障の実質化という生存権、社会保障権の観点から適当といいがたい。そこで社会保険でも公的扶助でもない、いわば第三の途としての社会扶助が望ましいことになる。ILOは、すでに1942年、『社会保障への接近』という報告書の中で、その趣旨をのべている。われわれも、そういう意味での社会扶助を重視してきた。とりわけ堀木訴訟の最高裁段階で、あらためて50年勧告を読み直してみ、同勧告が前述のように、そのような意味での社会扶助に相当する概念にふれていることもわかって、当方の主張の中で障害福祉年金と児童扶養手当の併給の重要性をこの観点からも強調したのである。

ところが「報告」のように、社会保険以外のものをすべて社会扶助という名で一括してしまうやり方だと、そこには、補足性原則に立つ公的扶助も含まれることになり、そのことによって児童手当も公費負担医療も公費による社会福祉サービスも、逆に公的扶助的性格をもたされ、現在でも多分に行われている所得制限的方式がより一層強化されることになるのではないか、という危惧の念をもたざるを得ない訳である。

9. 社会保障の「5つの原則」論

「報告」は、「社会保障施策展開のための5原則」として、普遍性、公平性、有効性、総合性、権利性をあげている。

普遍性については、「報告」によると、日本の社会保障は救貧と防貧から全国民対象の普遍的生活保障へと変わってきたのだから、「医療や福祉サービスなどの分野ではそのニーズがある者

に対して所得や資産の有無にかかわらず必要な給付を行っていく必要がある」としている。かぎ括弧内それ自体は妥当としても、前述のように50年勧告自体は、広い意味で生活保障としての社会保障を主張していたのであり、むしろ当「報告」の言いたいところは、かように所得や資産の有無にかかわらないから「その費用についてはサービスの性質に応じ負担能力のある者に応分の負担を求めることが適当である」とするところにある。

一見もっともなようだが、裏がえせば、公費によるサービスは負担能力のない者についてだけということで、却って救貧法化のおそれもあり、他方、何をもって負担能力ありとするかも、臨調・行革下「こんなに高い保育料では何のための共稼ぎかわからぬ」といわれる程の実態から明らかなように却って広汎な勤労者階層の負担増と、そのことによるサービス排除につながるおそれがある。

資産や所得の少ない人でも差別されず、卑屈になることなく、まともな社会福祉サービスが受けられるのでなければならない、とするところにこそ、普遍性の本来の意味がある筈なのである。

公平性について、「報告」は制度間格差について合理性を欠くものと指摘する。たしかに同じ国民なのに何故、健康保険制度の違いによって給付水準が違うのかということがある。問題は、格差解消の方向であり、臨調・行革路線が低位平準化であるのに対して、社会保障憲章でも言うように、よりすぐれた制度に合わせような公平化でなければならないということであるが、「報告」は、その点を明らかにしていない。

また「報告」は給付と負担の公平性をいっている。いわば給付と反対給付の等価交換の論理

であり古典的な保険の論理で、その実、高負担、高福祉を言おうとしているようである。しかし、これは「社会」ぬきの「保険」の論理で、「社会保障」の論理、いわんや、社会保障の論理ではない。大体、高負担を国民に要求する国が高福祉を保障する筈はなく、結局は高負担、低福祉の論理である。

また行政の現実では、たとえば国保の領域では、生活をきりつめてでも国保料・税を払っている人もいるのだから、負担の公平を期するためにも、何としても国保料・税は払ってもらわぬと困る、払わぬ奴は悪い奴だといわんばかりに、重い国保料・税の強引な取立を正当化することがしばしばである。「負担の公平・苛酷の画一」という訳である。国保料・税のきめ方が果して個々の国民生活の実際からみて妥当なのか、健康で文化的な生活を脅かしてはいないのかといったことへの反省が毫も見られないのである。

有効性についても、「報告」は「社会保障の政策効果を高めるといふ観点から社会保障の政策手段を常に見直していく」とか、「人口高齢化」に対応して「資源の効率的配分を図る」とする。抽象的で、具体的内容は明らかでないが、老人医療は枯れ木に水をやるようなもの、老人は早く死んでくれた方が助かるといった老人保健法の論理でないことが望まれるところである。

不合理なやり方で良い訳はないが、効率論だけで切り捨てられたのでは社会保障といえない。むしろ本当の意味での効率論からいえば、国民の権利抑圧に専らな官僚や軍事費の方が余程、効率性を害している訳であるが、「報告」が勿論そんなことにふれる筈はない。

「報告」は、「総合性」の名で、社会保障制度と関連諸制度との連絡調整をいい、公的年金と私的年金との調整の名で公的責任の縮小をはかる公私分担論へと結びつけていくなど、それ自

体では妥当に聞こえる標語的原則でも、どのような文脈、どのような意図でいわれているかがまさに問題である。

その意味で最後の「権利性」の原則にしても、わが国の社会福祉サービス立法の権利性のあいまいさについては早くから私が指摘しているところなので、この「報告」でも、社会保険や公的扶助と違って、福祉サービスについては必ずしも権利として確立されていない、としていて、その限りでは、まさにその通りである。

ところが「報告」は、だから権利性を明確にするよう法改正を求めているかという点も必ずしもそうではないようで、むしろ、ニーズの高度化、多様化に応じて、種々のサービスについて利用者の側が選択できるようにすることがいい、としており、「権利性」といいながら、むしろ選択権の名で自由契約制度化を意図しているものようでもあって、注意を要するところである。

10. 第3部「社会保障をめぐる公私の役割」論の名で

「報告」の結論というべき第3部は、要するに社会保障の公的責任を棚上げし、あるいは縮減していき、なるべく負担を国民に転嫁するのが基本的狙いと考えられる。

前掲「座談会」発言でも記したように、「報告」は方法論と責任論とを故意に混同している。つまり実行段階の問題と、基本的に責任はどこが持つのかという問題とがある。医療サービスにしても、社会福祉サービスにしても、その実行段階では資格があり適任な人物が必要な施設を通して非営利の原則に立って、実際のサービスを提供する活動ができるので、公務員でなければできないというものではない。しかし、だからといって、そのサービスを国民要求にこたえて提供する責任を民間に転嫁し、また費用負担

責任を国民に転嫁して良いことにはならない。さらに「報告」には、全体として費用負担について資本家責任、企業責任という考えが全く見られない。つまりは勤労者負担への転嫁であり、それを正当化する論理が生活の責任論である。これでは「怪我と弁当は手前持ち」という資本主義初期の論理・レッセフェール・レッセ・パッセの考え方で、このような考え方が破綻したからこそ社会保障が出てきたという歴史的発展を無視している。そして、その同じ論理から医療保障にも及んで「報告」のいう健康の自己責任論となっているのは呆れる他ない。かように貧困や疾病についての社会科学的理解の欠如した生活の自己責任論、健康の自己責任論で「報告」は「若い時からの貯蓄や個人年金などの自助努力も欠かせない」などとしている。

まさに、1993年4月23日、秋田地裁で勝訴判決（確定）を獲得した加藤訴訟でも明らかなように、劣悪な生活保護による最低生活費を切りつめてまで預貯金をさげざるを得ないように仕向けている医療保障を始めとする社会保障抑圧政策を免責し、民活の名による営利的年金育成やシルバー産業などを正当化するイデオロギーにはかならない。そして「報告」は、さらに「限られた資源の効率的配分」とか「公平性」の名で「サービス利用者の応分負担」を要求するなど、「報告」は随所に国民負担の説教を垂れている。

しかし、すでに国民は過大な負担を要求され続けていることは、たとえば前掲『老後保障最新情報資料集・第10集』所収の拙稿で、1992年6月の老問研全国集会で配布された大阪府下の盲養護老人ホームでの費用徴収の実態と題する同ホーム指導員作成の資料にもとづいて紹介したように、同ホームでは1980年と1992年を対比した場合、年金支給月額は老齢福祉年金で1.6

倍、障害福祉年金で2.7倍にしかそれぞれ上がっていないのに徴収金月額額は前者で19.3倍、後者で何と38.8倍にもはね上がり、そのため手元残額はともに僅か1.3倍にしかならず、年金支給額引上げの利益はなきに等しいという老人いじめ、障害者いじめが行われているのである。

さらに「報告」は、「福祉産業といわれる営利企業」「検査・給食・清掃など医療関連サービス分野に民間企業参入」などが自然発生的現象であるかのように描きだしたうえで、「効率的」なら「積極的にこれらの民間サービスを利用していく必要がある」とするなど、ここでも露骨に臨調・行革の民活路線を強調し、公的責任の免責をはかっており、金の切れ目がいのちの切れ目となる危険は一層拡大進行する訳である。

11. 民主主義の欠落

前掲『資料集』所収の拙稿でも指摘したように、50年勧告は、社会保障の責任は国家にあり、国家はそれを民主的・効率的に実施しなければならないとして、民主的運営のために関係各利益代表を含む「民主的審議会」としての「社会保障制度運営協議会」を設け、国家扶助の基準額の決定の如きも必ず、この審議会の意見を聴くべく、審議会はつねに国民の最低生活費についての調査研究を行い、合理的な基準額を審議決定の上で主務大臣にその採択を勧告できるものとする事、また社会保障における権利救済機関として中央・地方に受益者代表を構成員として含む社会保障審査会を社会保険及び国家扶助を通して設けること、さらにまた、社会保険制度の積立金の運用についても受益者代表を含む諮問・建議機関を設けるべきことなど、注目すべき提案を行っていたが、ことごとく政府の受けいれるところとなっていない。

しかし、50年勧告を見直すことが今回の「報

告」の趣旨であるなら、このような民主的運営提言こそは率先して取り上げ、改めて国にその実現を強く求めるべきであろうが、「報告」は、全く、この問題にふれていない。そもそも前掲「社会保障施策展開のための5原則」には最も重要な民主制の原則が欠落しているのである。

12. 国と地方自治体との関係のあり方

「報告」は、最後に「以上述べたほかに公私の役割にも関連して取り上げなければならないものに、国と地方公共団体の役割分担がある」としている。

もともと、周知のように臨調・行革路線下、国は財政負担を地方自治体に転嫁しておいた上で、これをもっともらしく合理化するため、地方自治尊重の名で1985年12月のいわゆる機関委任事務整理合理化法によって、それまで、児童福祉法を始めとするいわゆる社会福祉サービス立法による措置事務が機関委任事務だったものをいわゆる団体委任事務へと切りかえたことに見られるように、地方自治体がその仕事として住民に対する社会福祉サービスをやろうとしても、自治体の費用負担増をおそれて、却って権利抑制に出ざるを得ないように仕向け、そのことを通して結局は国の財政負担の一層の軽減をはかりうるという訳である。

加えて臨時行政改革推進審議会1993年10月27日の最終答申に見られるように、地方分権をいながら地方自治の中心たるべき住民自治に何ら言及するところなく、それどころか、むしろ内閣強化による中央集権強化、補助金整理による地方負担転嫁が露骨に主張されている。

こういう中で、将来像委員会がこれまで見てきたような「報告」路線の延長で国と地方自治体の関係のあり方に言及するとなると、極めて危険なものとなるおそれが十分にある。

その意味で、今後でてくるであろう第2次報告では、そのようなおそれを払拭して、地方自治体が「住民・滞在者の安全・健康・福祉の保持」(地方自治法2条3項1号)というその本来のあり方を安じて発揮できるよう、憲法92条にいう地方自治の本旨が発揮されつつ憲法25条にいう国民の健康で文化的な生活を営む権利が最もよく守られるよう、少なくとも財政面で住民主権の地方自治体に迷惑をかけないようにする責任が国にあることを基本とした、両者のあり方についての真面目な提言がなされることが望まれる訳である。

おわりに

以上のような状況の中で、しかし、この「報告」が出たと同年、付添看護料などにそなえて、最低限生活費を切りつめて得られたわずかの預

貯金をも収入認定して保護費を減額し、あるいは本人の意に反して必要もない弔慰金以外に使用を禁ずるなどとした違法不当な生活保護行政に対して、生活と健康を守る会始め多くの人たちの支援をえて闘い、ついに勝訴判決(秋田地裁1993.4.23判決)をかちとり、当局の控訴を断念させた障害者・加藤鉄男さんのたたかいや、宇治市福祉事務所の違法・不当な生活保護行政に対し国家賠償を求めてたたかい勝訴判決(京都地裁1993.10.25)を獲得し、これまた当局をして控訴を断念させた柳園訴訟運動などの輝かしい成果が注目される。前掲、『老後保障最新情報資料集』所収拙稿でものべたように、まさに今日、社会保障の明日をつくるのは誰かが問われているのである。

(理事・社会保障研究会代表)

自治体研究社

〒105 東京都港区芝1-4-9
☎03-3451-1061 FAX 3451-1215

解説と資料

地方分権

自治体問題研究所編 1,500円 ㊞310

〈解説〉

- 広域的分権化論の構造を解説する(二宮厚美)
- 「地方分権」「広域行政」論の系譜(都丸泰助)

〈資料〉代表的な15文献について
解題付きで紹介

行革審・23地制調・民間政治
臨調・経団連・日本新党etc.

水口憲人/自治体問題研究所編
A5判二九六頁 19000円㊞310
〈シンポジウム〉「広域行政と地方分権」
(水口憲人・新川達郎・佐々木雅幸)
市民自治と自治体の規模(富野暉一郎)
地方分権と税財源配分問題(遠藤宏一)
広域行政と自治体再編成の歩み(山田公平)
大都市圏広域行政の現状と課題(鍛冶智也)
自治体再編成と広域行政の課題(田中 明)
〈戦後広域行政・地方分権関連年表〉ほか

広域行政と地方分権

◎深い理論探究と鋭い論点整理!
【地域と自治体・第20集】

特集／家族・保育政策－国際家族年と労働者階級

国際家族年と労働者階級

布施 晶子

1. 国際家族年の目指すもの

1994年元旦の新聞の多くは「家族」に関連する特集を組んだ。「家族バンザイ」「家族ルネサンス」「家族見直し」……それらはいずれも第44回国連総会が1994年を「国際家族年」とする決議案を採択したことに端を発する記事であった。

「家族：変わりゆく時代における資源および責任」という国際家族年のテーマが私たちに呼びかけるものは何であろうか。国連経済社会理事会第32回社会開発委員会（1991.12.11～20）における国連事務総長の報告及び国連文書（Occasional Papers Series No.1～No.3、1992）等の資料からうかがいあがる国際家族年の輪郭をみてみよう。

国連は「国際家族年」の目的を次のようにうたっている。「国際家族年は、社会の基礎的単位としての家族の重要性を強調し、家族問題に対する政府・国民の関心を高めることにより、家族の役割、構造及び機能に対する理解、家族の現状及び問題に対する認識を深め、もって家族の福利を支援、促進するための施策を助長する」。

よりかみくだいて言うならば、1) あらためて家族という社会の基礎的単位をなす資源に注目、

2) 変わりゆく社会がこの資源にもろもろの困難をもたらしている事実を確認し、3) これからの社会もこの資源＝家族を必要としていることを指摘、4) しかし、変わりゆく時代が家族のかたちや機能そして人間関係を変化させつつあることを把握し、その変化の大きさを確実にはかることの大事さを強調、5) 変わりゆく家族がその社会的責任を発揮するにはいかなる社会的配慮が必要かを各国レベルで確認しようと呼びかけ（具体的には高齢者対策、身障者対策、家庭内暴力・犯罪、麻薬、アルコール中毒、AIDS対策、教育、少年・婦人雇用等）、6) その場合に注意しなければならないのは、「ただひとつの理想の家族像を作りあげてはならない」ということに留意せよと呼びかける……こうした輪郭がうかがいあがる。

このようにみえてくると、国連のよびかける国際家族年は、1) 単に家族は大事、暖かい家族を大事にしようといったキャンペーンの年ではないこと、しかし家族・家庭を中心とする生活価値の承認がなされていること、2) 時代の変化にともない大きく変化してきた家族の構造や機能、人間関係の変化にしっかり目をむけるべきこと、特に女性の生き方の変化に注目し、女性を再び家庭に閉じこめることにならないよう注意をう

特集・家族・保育政策—国際家族年と労働者階級

ながしていること（1991年ウイーン発の国連文書には、「1994年国際家族年『社会の中心に最も小さな民主主義をつくる試み』とある）、3）ひとつの理念型を用意してそれからの逸脱といったおさえをすることはならない、言い換えれば、家族の名のもとに個人のライフスタイルに干渉や押しつけがなされてはいけなくと呼びかけるものであること、4）家庭内暴力等家族問題の把握とその解決にむけての動きの必要性を呼びかけていること、同時に私的領域への介入の程度についての留意の重要性を呼びかけていること、5）家族のかかえる諸問題を解決し家族を存続させるためにいかなる社会的支援が必要かという視点をもっていること、そこにおいては自助への過重な期待をチェックするとともに、社会的配慮や支援がかたちだけのものになってはいけないという注意を喚起していること、といった特徴を抱えていることが把握される。

しかし同時に私たちは、たとえば「よく整い、安心できる社会を持続させるための家族への投資は、すなわち将来への投資である」といった各国政府へのメッセージに託された国連文書の、さらには今日の国連の活動そのものがもつ問題性や限界にも思いを致し、冷静にその目指すものを受けとめ、峻別して認識し行動していかなければならない。

ふりかえってみるまでもなく、「北」も「南」も近代化路線を突っ走ってきて、気がついてみると生産万能、心不在の社会でアップアップしている。南北間格差は解消されず、「南」のひとつとの生活には絶対的貧困がべったりとはりついている。富める「北」の国においても貧富の差は厳然と存在し、それは縮まるどころか拡がる傾向さえみせている。こうした状況に無力な、あるいはまた、こうした状況をうみだした責任の一端をも担う国連の性格を考える時、私たち

はキャンペーンの性格を吟味して、国連や我が国の政府が期待する家族を守るキャンペーンに安易にのるのではなく、日本の国民一人ひとりを活かす社会と家族のあり方を考えて行動する年にしなければならないと思う。

2. いま日本の労働者階級の家族は

いま日本の労働者階級の家族がいかなる状態におかれているかについてかいつまんでみる。紙幅の関係もあり、出産・育児そして高齢者のおかれている状態を中心に展開する。そこにはまさに国際家族年の設定にあたり指摘されている問題や矛盾の一端が、日本的な特徴をともしつつ、くっきりとかびあがる。

(1) 産みたくても産めない国

日本はいま世界一の輸出超過国である。同時に原油、石油製品、鉄鉱石、石炭、穀物その他大量の物資を輸入している。地球の表面積の1000分の1にもみまない日本列島、世界の約2%の人口しかもたない国が全世界の海上輸送の約3割を占めて稼いでいる。モノもカネもヒトもせわしく元氣良く国際社会に羽ばたいているがごとくみえる国である。その国内において、若い夫婦が子どもを産みたくても産めない状況にあるなど、諸外国のひとつには信じられないことであろう。しかし、よく知られているように、これはほんとうのことなのである。

1989年1.57、1990年1.54、1991年1.53と1人の女性が生涯に平均して産む平均出産数（合計特殊出生率）は下がっている。厚生省の調査等によると日本の夫婦が望む子どもの数は理想的な姿だという。つまり少なくとも2人の子どもをもちたいという出産意欲は衰えていない。にも関わらず出生率は低下の一途をたどっている。このギャップは結局、子産みをひかえさせ

る現実があることを物語る。そこには金満日本における国民の生活がけっして豊かではなく、子産みをあきらめさせる要因が山積していることを教える。

第1に家計費に余裕がない。税金や社会保障費等の非消費支出や教育費、交通通信費、水道光熱費そして保健医療費といった半強制的消費支出の伸びがいちじるしく家計を圧迫している。

第2に、その豊かとはいえない収入は長時間労働や交替労働によって支えられており、帰宅の遅い父親の多くは子どもたちといっしょに食事をとることもできない。疲れ果てて生の証しとしての性をたのしむゆとりも体力もないものが増しているといわれて久しい。テクノストレスもある。不況のいま、一時帰休や残業カットは家庭で過ごす時間を増やしたが、家や土地のローンの支払のため2度働きを余儀なくされているものもいる。

第3に住環境の貧しさである。子どもを産むとアパートを追い出されるから産みたくても産めない若夫婦や、ベニヤ壁1枚で仕切られたアパートで赤ん坊の泣き声に脅えつつ子育てをする母親、狭い家の中で這う空間もなくいきなりつかまり立ちをするために背筋力が発達しないまま発達するひ弱な子ども、車の危険におそれをなし、高層アパートから連れだすこともかなわず、結局は狭いアパート内で母子が密着するストレスの多い子育ての日々……こうしたミゼラブルな子育てをみては子どもを産み育てる勇気がでてこないものも増す。

第4に特に女性の就労との関係でみた場合の生活環境の貧しさがある。雇用機会均等法制定以降、生理休暇は極端に取りにくくなり、また1人でも部下がいれば深夜業や時間外労働も許されるという職場環境のもと、男性なみの労働形態で働くものが増えつつある。これでは少な

くとも子育ての間は勤めをやめなければ身体がもたないと思うと脂の乗ってきた仕事を考えて結婚や出産を遅らせるものが増すのは当たりまえであろう。

第5に妊娠・出産後も働き続けようとするときの条件の悪さがある。育児休職制度を活用できる職場は限られ、保育料は連続の値上り、いままた保育行政の抜本の見直しという名の改悪案……こうした現実にはけっして子どもの誕生を祝福する環境にあるとはいえない働くものの姿をうかびあがらせる。

第6に社会的な絆の貧しさの深化とでも表現しうる傾向を無視できない。いまの日本では、子どもは産まれた段階から、否、産まれる前から受験戦争にまきこまれていく。頭の良い子を育てる胎数、頭の良い子を育てる食べ物、英語教育は3歳前から、幼稚園に入るための塾通い、さては「お父さんのようにウダツのあがらない人生をおくらないためには勉強しなさい」と母親に叱咤激励される毎日……。

国連文書には「家族の最も重要な機能は次世代の生殖、養育、社会化である」とあるが、日本の労働者階級の子産み、子育ての環境は、これらの機能を十全には果たしえない状況にある。人生の先輩たちのこうした生活を目のあたりにしては、結婚して家族を創ること自体に夢をもてない若い世代がふえることを止めえない。

(2) 「生きていてすみません」と高齢者

いま80歳のひとは第2次世界大戦中には20代後半であった。いま70歳のひとは10代後半であった。以来50年、敗戦のショックから立ち直り、たくましく米を作り、魚を獲り、石炭を掘り、自動車や家電製品をつくり、またデパートや小売店でモノを売り、今日の日本経済の土台を築いてきた。自らは擦れて光る背広やくたびれたナッパ服で我慢しながら子どもたちには義務教

特集・家族・保育政策—国際家族年と労働者階級—

育以上の教育をうけさせようとがんばり、年老いた両親の面倒もみた。合理化がすすみ新種の機械が入るなかで若いひとに伍して懸命にその操作を覚え、また価値観そのものが激変するなかで時代遅れになるまいと精一杯気をつかって生きてきた。これら戦後日本の繁栄の基礎を築いてきた企業戦士たちが労働の場から引退したとき、彼らを待っていた現実はあまりにも厳しいものであった。

「枯木に水をやる必要はない」とうそぶいた政治家がいる国である。老朽労働力としての高齢者は、老朽した工場や減価償却のすんだ機械の如くスクラップ扱いをされている65歳までの働き口が確保されないまま、年金の満額支給時を65歳に切りかえるという動き、老人医療費の有料化、公共住宅の建築の減少、ゴールドプランという聞こえはよいが、計画が全て実現されたとしても、高齢化のスピードが計画をはるかに上まわって、今日のスウェーデンはおろか福祉国家路線が大幅な減退をみせているイギリスの高齢者福祉の現状をも下まわるという計画の実現さえ危ぶまれている。

その背後には子どもによる扶養への期待があるが、現実には子どもと同居しない親の割合は増す一方で、21世紀初頭には、同居と非同居はほぼ同率になるであろうとの試算が厚生省人口問題研究所から出されている。若者をひきとめる仕事のない地域産業の衰退、転勤の多さ、住宅事情、民法改正から50年近くたって根づきはじめた一代家族の理念……事情はさまざまである。こうした状況下、日本の高齢者、懸命に働いてきたが子育てに精一杯で自らの老後に貯えを残しえなかったおおかたの高齢者は、その存在自体をないがしろにされ、邪魔にならないよう気づかいながらひっそりと、「生きていてすみません」とつぶやきつつの日をおくっている。

子の世代の労働者たちは故郷に残してきた親の安否を気づかいつつも、自分たちの日々の生活に追われ、仕送りもままならず心ならずも見えて見ぬふりの生活のなかで、何事もおこらないようにひそかに案じる、そうした親子の関係が国内のそこかしこにみられる。

3. 日本の家族政策

はじめにふれたように、国際家族年の目的は「家族の福利を支援、促進するための施策を助長する」ことにあった。それは別の言葉でいうと「家族にやさしい社会」をつくることにあると表現されている。先にみたように子どもを産み育てることも、懸命に働きぬいてきたひとの老後の生活も困難を抱えこんでいる日本を「家族にやさしい社会」に変えていくことは容易ではない。しかし、これはやらねばならない仕事である。国際家族年のキャンペーンはその意味では絶好の機会の到来として活用しうる。

良く知られているように、日本の近代の幕開けのとき、農民からの高額地租と小作料を基礎に日本資本主義の基盤がつくりだされていくとき、農民は家に寄り添い生活を防衛することを、失業者も病人も高齢者も全てを抱えこむことを強制された。言葉をかえれば近代日本資本主義は、日本の家制度下のイエに生活保障・社会保障の代替としての役割を背負わせることにより発展した。この構造は第2次世界大戦後も基本的には変わっていない。現代日本資本主義は、労働者や農民、中小零細業者の家族が家族単位で生活を防衛していくことを前提に、GDPに占める社会保障費の割合を他の先進諸国より低位におさえこんでいる。日本経済繁栄の原因がさまざまに取沙汰されているが、そのひとつに特別に低水準な社会保障費と、防衛費の相対的低さがあることは間違いなからう。そして、

社会保障費のおさえこみの背景には、独特の家族政策のおさえがある。以下、今日の日本における家族政策の特徴をかいつまんで述べる。

(1) 「家族がせい」策

日本の家族政策は、できうる限りの無策をもって特徴とする。先にもふれたように家族による生活保障機能の遂行のかたちは基本的に崩れてはいない。つまり個々の家族が必要とする生活保障は基本的には家族が担って当然という政策（「家族がせい」策）である。育児や教育、病人や高齢者の扶養・介護等、いずれも受忍限度ギリギリの、否、受忍限度を超えての忍耐と献身が期待されている。臨調行革の理念となった日本型福祉社会構想にはそうした主張がこめられていた。それは言葉をかえれば、子育てに関することは「親がせい」策、老親の扶養介護に関することは「子がせい」策ということであった。その主張の底にはアジア社会の一端を占める日本の、欧米とは異なる人間関係の風土、そして家族という私的領域への介入を避けるのが望ましいという論点が据えられていた。

(2) 「女がせい」策

第2に、育児や介護にかかわる日々の仕事の担い手を女性に期待する（「女がせい」）という特徴をもつ。先進資本主義国のなかでもきわだって性別分業意識の強い日本であるが、我が国の男女の性別分業容認意識のなかには、国による育児や介護にかかわる政策の貧困さを前にしては、女性による分担を肯定せざるをえないという現状追認的意識も少なからず含まれている。中高年パートの増加には、家計補助や社会参加と家事・育児・介護遂行のつじつまをあわせるには、このかたちしかないという選択肢を選んだものが含まれる。また、介護を必要とする老親や配偶者のために仕事をやめる女の行動は容易に是認されるが、仕事をやめない手だてを講

じる女には暗々裡の非難のまなこがむけられるのも、「女がせい」策のもと、個の生き方は犠牲にしても家族の問題や矛盾は最小限にいくとめることを期待する国の政策的誘導が国民の意識をからめとっていることによるといえよう。

(3) 「差別をせい」策

かつての日本において、貧困者や身寄りのない子ども・高齢者の救済は為政者の慈悲や慈善を中心になされていた。明治以降の社会保障にもその名残りは強く、まさしくあわれみ救う（「恤救規則」1874年）精神を色濃くひきずった。第2次世界大戦後、資本主義経済の本質や法則が国民の目にも映しはじめ、人権感覚が定着のきざしをみせるなかで、権利としての社会保障、社会福祉観が根づいていく。国民年金法の制定、老人医療費無料化、私学助成額の増加等の動きは、日本の生活保障が普遍主義的方向をむいたかに受けとめえたが、一転、財源抑制を理由に医療費有料化、年金支給年齢繰りのべ、私学助成のカット、さらには最近の病院の給食費の有料化や保育制度改悪（措置から一部自由契約へ）の動き等、選択主義的方向性が顕著である。それは国民を生活程度により分断する方向性（「差別をせい」策）を指し示しているように思える。

(4) 「金出せい」策

そして、この国民分断政策は受益者負担政策（必要ならば「金を出せい」策）とメダルの裏表の関係にある。このところ連続しての保育料アップ、公的年金額の切り下げと私的年金市場の活発化、介護保険市場の活発化、有料老人ホームの増加、加えて先述した病院給食費有料化の動き……等、民活と受益者負担を抱きあわせにした政策が着実に推し進められている。

(5) 「場当りでせい」策

日本の家族政策のいまひとつの特徴は場当りの政策にある。それは例えば昨今の出生率低下

特集・家族・保育政策—国際家族年と労働者階級—

への対応としての育児休職の制度化の動き、粗末な在宅福祉をとりつくりうものとしての介護休暇の制度化へむけての動き等、さらには消費税—転福祉税の動き等にあらかである。それらには長年、国民の要求であったものも含まれるが、いかんせん場当りの拙速な内容によりこうした制度を活用できる階層は限られ、ここでも国民の階層的分断につながる傾向が強くみられる。

4. 国際家族年と労働者家族政策

率直に言って、日本の労働者、労働組合は子育てとか老親介護、家族の団らん、夫婦の幸福といった問題に重きをおいてこなかった。先に、国の家族政策は無策だといったが、労働者側のそれも無策であった傾向は否めない。組合の活動家が家に帰れば横のものを縦にもしないで妻をアゴでこき使い、子ども達の声にも耳を傾けようとせずといった風景は今なお、日常茶飯事である。先にもふれたように「社会の中心に最も小さな民主主義をつくる試み」=国際家族年とみるならば、労働者階級が自浄作用、自己変革を要求されている事実にはまず気がつかなくてはなるまい。

同時に、「養育や次世代への文化情報等のひきつぎの重要な場」としての家族は、けっして単純な労働力育成の場ではなく、自分たちの後継者、21世紀の経済・社会・文化変革の担い手をつくる場であることを認識し、子育てにおける父としての、母としての「責任」を果たしう状況にない現実を直視して、いかにしたら責任を果たしうか、必要な社会的支援の青写真を明確にさせていく作業が必要である。また、人生の終のときをむかえ、子どもや配偶者との心の交歓を生きがいに生きる老親や配偶者に心おきなく心をむけ、看病や介護にあたる、ひとと

しての「責任」を果たすにはいかなる社会的支援が必要か、その青写真をはっきりさせることも必要である。それらはけっして、もはや家族だけでは、女性だけでは果たしえなくなっている育児や介護の責任を国や自治体に肩がわりして自分たちは責任をのがれるということを意味するものではない。生きとし生ける存在をあるときは相互に、あるときは片務的に受けとめ手助けをすることは当りまえの行為であろう。しかし家族が、女性が全てを背負いこむことはない。社会的支援が必須である。労働時間短縮をはじめとする労働条件改善が前提となることはいうまでもない。

昨今、ジャーナリズムを賑わす論調の中には、国際家族年、さらにはまた家族の存在そのものを保守と反動の象徴のようにおさえるものもみられる。1993年11月、マニラで開かれた「女性と開発に関するアジア太平洋 NGO シンポジウム」のレポートにも「国際家族年に関しては二つの戦略が考えられる。国際家族年を祝うか抗議するかである」とあった。世界史的にみても、また現実の家族のありようをみても、構成員の自由な自己表現や生き方に重い掣肘を加え、人権侵害や抑圧と無縁ではない家族が少なからず存在することをふまえるとき、「抗議する」という対応も理解しうる。そしてまた、価値の多様化の時代において家族に絶対的な価値をおくことも誤りであろう。

しかし、惹かれあう男女がともに暮らしたいと願い、マニラ会議レポートにもあるように「暴力の砦」のためではなく「幸福の砦」のために家族を創る生き方をライフスタイルとして選択することもひとつの自然として認められよう。とすれば、単にお祭り騒ぎ的に「祝う」のでも一面的に「抗議する」のでもなく、個々の構成員の自立と自由を最大限に保証しつつ、集団と

特集・家族・保育政策—国際家族年と労働者階級

しての家族を維持していくための社会的な戦略を熟考し、それらを実現するために「運動する」年と位置づけ行動する方向を選ぶ道がより生産的であろう。

世界の目が日本経済にむけられているいま、経済を支える国民の生活が、日本の家族が、女性が、いかなる状態にあるのかもまた注目され

ている。国際化社会のいま、一国の政策が世界の目を意識させるをえない状態にあることを踏まえるとき、「国際家族年」は日本の家族政策を国民不在の無策から国民本位の政策へと変えていく橋頭堡となりうる。

(札幌学院大学教授)

バックナンバーの紹介 (各1000円、送料240円)

第6号 (1992年春季号)

労働時間短縮の日本的障害 藤本 武
特集 規制緩和問題と経済民主主義

第7号 (1992年夏季号)

アメリカの医療問題 日野秀逸
特集 東京一極集中と労働者・住民生活

第8号 (1992年秋季号)

PKOと国際動向～大国支配強化への「軍事的貢献」 津田達夫
特集 欧米労働運動の現段階

第9号 (1993年冬季号)

バブルと現代資本主義経済の特質 今宮謙二
特集 労働法制「再編」と労働者保護

第10号 (1993年春季号)

国境なきヨーロッパ資本主義のパラドクス 佐々木建
鼎談 今日の世界と日本経済の動向をどう見るか

第11号 (1993年夏季号)

国際的視野から見た今日の政治状況 増島 宏
特集 東アジア経済と日本の労働者

第12号 (1993年秋季号)

現代の労働者階級の状態 江口英一
特集 ホワイトカラーと今日の雇用調整

第13号 (1994年冬季号)

NAFTAと軍民転換に揺れるアメリカ 中本 悟
特集 激化する国際失業と日本の労働者

各号、他に〈国際・国内動向〉〈書評〉〈新刊紹介〉他。バックナンバーの申し込み、および定期購読の申し込みは、巻末ハガキにて、どうぞ。折返し、請求書、振替用紙を同封して送付します。

今日における保育政策の動向

—国の保育制度「改革」と公的保障拡充—

逆井 直紀

はじめに

保育所は、児童福祉法にもとづき「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする」(第39条1項)児童福祉施策として、女性労働の進展とあわせて、戦後全国に普及・発展した。

保育所の施設数の推移をみると、1947年に1618カ所だったものが、1985年には22899カ所にまで増大。以降子どもの数が減少するなかで施設数も微減するが、93年においても22585カ所の保育所が、全国で日々子どもの保育にあたっている¹⁾。

保育所の普及・発展の要因を考える場合は、労働力政策的意図と同時に、乳幼児を育てつつ働く父母や保育労働者の強い要求運動が展開されたことを軽視してはならない。保育所の普及・発展過程は、また、保育(ひいては福祉)における国民の権利性が拡大してきた過程であった。

この保育所発展の制度的支柱となったのが、保育所措置制度である。現在、この保育所措置制度とその基礎である児童福祉法が、国による制度「改革」の俎上にのせられている。本稿は、その制度「改革」の動向を整理しながら、その「改革」論議がもつ意味を考察したい。

1. 保育予算削減のための制度「改革」論議

1993年度予算の編成過程で提起した公立保育所人件費公庫負担分1100億円の削減を否定された厚生省は、大蔵省の保育・福祉分野での財政支出削減に対する強硬姿勢を受け、保育制度と児童福祉法の全面見直しを表明。その論議をすすめるため「保育問題検討会」(以下検討会)を、厚生事務次官の私的諮問機関として93年2月設置した。

検討会の議論は、厚生省側の提起した「改革」案にたいして、検討会委員の多くが反対したため紛糾。報告書の提出は、予定の11月から大幅に遅れ、94年1月19日にいたって、省庁の私的諮問機関としては異例の、両論併記という形で公表されたのであった²⁾。

併記された両論とは、現行の保育所措置制度を拡充していく第一案と、保育所入所にあたって措置制度によらない直接(契約)入所方式を導入するという、厚生省が強硬に主張した第二案であった。

この第二案で厚生省は「措置制度は、その主たる意義が保育料の負担能力に応じた減免である」と制度のもつ公的責任性を極度に軽視する解釈をしめし、措置制度では「利用者ニーズに即応した的確なサービスを供給することは困難」と断定。措置制度は低所得者用に残し、あらた

に直接（契約）入所方式の導入を主張している。第二案は、現行の保育所措置制度の限定・縮小と、国・自治体の保育における公的責任の放棄という問題を孕み、現行の社会福祉制度全体のあり方の変更ににつながる重大な提起といえる。

この厚生省の「改革」案の本質を理解するためにも、以下で、現行の保育所措置制度の概要と意義を整理したい。

2. 保育所措置制度の概要と意義

児童福祉法は「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童の心身ともに健やかに育成する責任を負う」（第2条）と規定し、子どもの養育における国と自治体の責任を明示している。この規定を基礎に、保育所措置制度がなりたっている。

措置制度の概念は、論者により多少整理のしかたが異なるが、およそ以下の2つの面をもつといえる。施設への入所にかかわるいわば措置入所制度というべき面と、施設における処遇確保のための公費負担にかかわる措置費制度の側面である。ここではあわせて措置制度と呼ぶが、以下2つの面から制度の概要と意義を考えたい。

児童福祉法は、第24条で「市町村は、政令で定める基準にしたがい条例で定めるところにより、保護者の労働又は疾病等の事由により、その看護すべき乳児・幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがあると認めるときには、それらの児童を保育所に入所させて保育する措置を採らなければならない」と定めている。「保育に欠ける」という要件に該当する子どもへの措置義務を、市町村に課すことによって、保育サービスの給付を公的に保障している。措置は、国民の保育における権利要求に応えるべき公的責任・義務を示しているのでは

る。

この措置によって保育所に入所できたからといって、それで十分というわけではなく、国民の権利に応えるという措置の目的を実現するためには、入所した保育所において、一定以上の保育水準が確保されなければならない。そのためには、入所措置にかかる費用＝保育所の運営費（措置費という）を支弁する義務が、市町村に課せられ、国・都道府県・市町村（政令指定都市の場合は国と市）がそれぞれの一定の割合で費用負担することが義務付けられている。

同時に、この費用の内容・水準が問題となる。福祉における処遇を確保するために、最低基準の制定義務が厚生大臣に課せられ、社会福祉施設の設置者には、施設最低基準を遵守する義務が課せられている。保育所では、保護の配置基準、給食など処遇、建物等の基準になるが、この最低基準を維持するものとして、先に示した措置にかかる費用が算定され、支弁されているものである。この最低基準は、措置制度固有のものではないが、措置を実質化させるために、重要な意味をもつ。こうした福祉の処遇にかかる費用の公的支弁・負担性を保障するシステムを、措置費制度と規定することができる。

この措置費制度と、入所の措置を統一した概念として措置制度があり、今日の保育をはじめとする福祉制度の支柱として機能しているのである。

検討会報告書で厚生省は、措置（制度）を行政の職権にもとづく行為としか評価していなかったり、「主たる意義が保育料の負担能力に応じた減免」にすぎないとして、極端に矮小化した解釈をしめているが、国民の権利性を無視する解釈であり、認められない。

『措置』とは、権利主体たる人びとの権利主張（通常、申請とよばれる）に対して、または

特集・家族・保育政策—国際家族年と労働者階級—

申請がないときでも、これらの人びとの本来的権利を守るため職権で、法的に意味あるもの(可訴訟性・正当な理由なき限り施設受入れ非拒否性、サービス費用公的支弁・負担性など)として公的責任をもって何らかのサービス給付を引受けることについて公的意思を決定し、表明するものをいう³⁾であり、保育における国と自治体の公的責任を具体化したものである。

また、この保育所措置制度が「救貧」対策としてスタートしたかの論調もあるが、児童福祉法の立法時の議論をも無視したものである。こうした点もふまえ今後、国民の権利性の観点から、措置制度のもつ意義を確認することが重要と考える。

3. 保育所措置制度が果してきた役割

この保育所措置制度が果してきた役割を考える場合、第一に保育のナショナル・ミニマムを支える重要な役割を担ってきた点を確認する必要がある。すなわち、保育所の経営主体が自治体、民間にかかわらず、また、自治体の財政力等の差にかかわらず、入所した子どもの家庭の経済状況に関係なく、一定の水準の保育が保障されてきたのである。さらに、4割を占める民間保育所の経営基盤を安定させてきた意義も大きい。

この保育所措置制度をベースに、革新自治体を中心とした多くの自治体为上積みする形で、保育水準を向上させてきた。

保育所措置制度によって、保育に対する国民の権利が具体的に保障されてきたのであり、父母と保育労働者の要求運動を制度的にささえる形でこの措置制度が機能したからこそ、保育所が普及・発展できたのである。

4. 国家責任の縮小・回避

こうした意義ある制度がありながら、実際には国民の権利保障を阻害する種々の問題が派生してきたことも事実である。その要因は、措置制度そのものにあるのではなく、国・厚生省の姿勢にこそある。

厚生省は、戦後の一時期を除いて、一貫して保育・福祉の抑制を志向し、その財政責任を回避・縮小してきた。そうした姿勢が、実際の措置制度の運用の面で問題を生じさせたのである。

例示するなら、保育所措置の要件である「保育に欠ける」基準を極めて限定的に政令で規定し、それを自治体の入所基準として押しつけてきたことが第一にあげられる。

現行の入所基準は、就労などの理由で父母がいずれも「家庭で育児」できないことが基本であり、両親が働いていても、祖父母と同居していれば該当しない。さらに、母親が極度の育児不安を抱えている場合も、その母親が家庭にいれば該当しないなど問題があり、多くの子どもたちが保育所利用から排除されてきた。

また、厚生省は保母配置などの最低基準の改善を長期間怠ってきた。最低基準は、保育所運営費(措置費)の基礎であり、措置費が低く抑えこまれてきたのである。一方で実際の保育所の運営の経費は増大しており、この措置費との乖離がすすみ、その差額は自治体の超過負担となって自治体に重くのしかかった。

こうして制度の拡充を怠るだけでなく、直接的な財政削減も80年代の臨調「行革」時に実行された。厚生省は措置費のうち父母負担部分を増やし、公的負担部分を縮小させ、さらに公費負担の国庫負担割合を8/10から5/10に削減したのである。

村山祐一氏によれば、1976年の保育所措置費

総額に占める国庫負担の割合は52.0%、父母負担35.0%、残りが自治体負担で13.0%であった⁴⁾。当初予算をベースに93年度の状況を見ると、措置費総額1兆498億円のうち、国庫負担は25%の2624億円、父母負担は50%、自治体負担は25%になっている。76年当時の国庫負担の割合を93年度にそのままあてはめると、国庫負担は5459億円になる。単純に言えば、国が負担するべきだった2835億円が削減されていることになる。

こうして国家責任が回避された部分は父母負担や、新たな自治体負担となり、地域では、保育料の高騰をまねいた。また、高負担にあえぐ自治体は保育行政の推進に消極的になり、結果として親の労働実態に見合った保育時間の延長や乳児保育などの保育要求の増大に、十分対応しきれないといった事態を生んだ。さらに保育労働者への負担増を前提にした保育所運営が要求されたのであった。

5. 直接(契約)入所方式のねらい

今日、こうした政策は現実の日本社会の変化に直面し矛盾を深めざるをえなくなっている。「幼児虐待」に象徴されるように従来至上とされた家庭の育児機能の「衰退」、女性労働力の積極活用の必要性の増大、そして出生率低下問題の深刻化は、保育所機能の一層の充実を国にせまっている。

本来なら、この事態に対応するために、劣悪な最低基準の改善も含め従来の路線の変更し、保育所措置制度にもとづき、保育における国庫負担を飛躍的に拡大させなければならないはずだが、厚生省はあくまで保育における財政責任の回避を志向し、そのために国の責任が明示されている保育所措置制度の解体・縮小形骸化をねらっている。今回「保育問題検討会」で厚生

省が提起した直接(契約)入所方式の導入は、その具体化である。

厚生省は自らの責任放棄には口をつぐみ、もっぱら制度・法律が古くて、現代の「多様な保育ニーズ」に対応できないとし、「改革」によって保育サービスが向上するとして「改革」を強引に押しすすめようとしている。

厚生省の提唱する直接(契約)入所方式を柱とする「改革」案は、検討会報告書の中でもその全容が明らかではない。限定された情報を集約すると、一定の所得水準以上の層については、措置制度の対象からはずし、利用者と保育所とが個別に契約し、市町村が介在しない直接(契約)入所方式を導入する。対象となるのは、当初の厚生省の説明では年収約500万円以上の世帯であり、現在保育所に入所している世帯の約半数が該当する。その層には保育料軽減のための「公費助成」という形で公的責任をはたす。保育時間の延長などの多様な保育ニーズには、別の契約とし、その部分については措置入所の層も契約となる、などである。

保育料軽減のための「公費助成」をもって公的責任を果たすとの主張もあるが、その額も国庫補助の割合も曖昧である。この「公費助成」は補助金にすぎず、財政との関係で安易に操作されてしまう不安定性をもつ。そもそも法律にもとづく義務的な負担金である措置費とは、根本的に異なり、これをもって、措置制度に変わり公的責任を果たすとは、欺瞞にすぎない。

厚生省の狙いは、検討会報告書で自ら述べているように、「財政上の制約が強まることから……児童の保育の第一義的責任は保護者にあることを踏まえつつ、行政の関与の方法を見直す」ことにある。保育料軽減など利用しやすい保育所のあり方の模索などという美名に、惑わされてはならない。

特集・家族・保育政策—国際家族年と労働者階級—

今後の状況によっては、「改革」案の内容が変化することも予想されるが、所得水準により保育所入所を二元化することは、すべて子どもは「ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」（第1条）と規定した児童福祉法の理念にも反するものであり、措置制度が「救貧」的なものに変質され、保育における公的責任が限定されるという点を十分に認識する必要がある。

もし、厚生省のねらう「改革」が実施されてしまえば、保育所措置制度は限定され、その権利性は一層後退する。国・自治体の責任は曖昧になり、保育充実の課題は、保育園経営者と利用者の私的契約関係や市場原理に委ねられてしまう。国は政策誘導的な補助金事業は残すだろうが国の財政負担はより削減されるのは明白である。保育内容や保育料などでの自治体間格差が一層拡大し、保育の商品化、営利的保育産業の肥大化が予想される。

6. 臨調「行革」路線の新たな展開

こうした政策動向は「国の行政は、外交・防衛を始め国の基幹にかかわる課題に全力を注ぐべき」（1991年第3次行革審第1次答申）で、教育・福祉などの分野は自治体と国民に負担を転嫁し、民間活力の活用をすすめるとした臨調「行革」路線の延長線上にあるといえる。

今回提起されている直接（契約）入所の導入も、80年代に繰り返し提示されてきた政策である。例えば、厚生省の若手官僚の勉強会の成果として公表された厚生省政策ビジョン研究会「変革期における厚生行政の新たな展開のための提言」（1988年）によれば、「国民のニーズの多様化に対応した福祉サービス供給のため、ニーズの多様化が顕著な老人及び児童の分野から順次措置制度を見直し、自由契約システムを組み合

わせたサービスの複合化を図る」とし、さらに「民間活力の活用」の推進をうたっているのである。

ただ、今回の動きが臨調「行革」時と異なる装いをもっている点に注意を払う必要がある。臨調「行革」時には、家庭（母親）による保育が至上であり、保育所が育児放棄につながるとした「保育私事論」や、保育所を「救貧施設」と一方的に規定し、すでにその役割は終わったとする「保育所不要論」を特徴とする保育所攻撃とともに展開されたが、今回は「保育所の機能充実」「保育ニーズの多様化」に対応するための「改革」という論調が強調されており、その本質がみえにくくなっているのである。

7. 社会保障・福祉理念の変造

この保育制度「改革」論議は、社会保障・福祉制度全体の見直しの動向と結びついている。厚生省は社会保障・福祉全体でも、国家責任の回避・縮小を企図している。社会保障・福祉に対する国民のニーズは多様化・高度化しており、そこに応えるには現行の公的制度を解体・縮小し、同時に自立自助や民間活力の活用を志向するという。社会保障制度審議会・社会保障将来像委員会「第1次報告」（1993年）に貫かれている論調と保育制度の「改革」は同じ構造といえる。

日本における社会福祉の諸施策は、施設福祉を中心に制度化されてきた。その制度的根幹に位置するのが、措置制度である。その基礎にはいうまでもなく、憲法に規定された、生存権保障における国家責任がある。厚生省は、その大原則を崩そうとしており、社会福祉施設全体の約4割を占める保育所が大きな標的にされている。

今、保育所措置制度を守ることは、保育だけ

の問題ではなく、福祉・社会保障全体を守り発展させることに繋がる重要な課題といえる。

8. 社会福祉の権利性・普遍性の確立をめざして —保育所措置制度を守り、改善させる意義—

社会構造の変化の中で、育児・介護を含め国民生活と社会とのかかわりは、今まで以上に深く、普遍的なものになってきている。今回の制度「改革」論議は、こうした状況に対応した、福祉・社会保障のあり方を問う、重要な提起がなされているともいえる。

福祉・社会保障における権利性・普遍性の確立をめざした制度の改革が、国民的にも課題となっているのである。

保育所措置制度は守らなくてはならないが、現行の制度が完全なものでないことも事実である。国・自治体の責任が明示されているという特性は大変貴重だが、行政裁量権が幅をきかせてしまうなどの問題点がある。

誌面の関係で立ち入れないが、基本的には、国民生活の変容にあわせつつ、権利性が十分に保障されるような改革が必要と考える。この点については、保育所措置制度をもとにした保育所制度の拡充の方向性についての考え方をしめした、保育研究所プロジェクトチームによる提言「保育所の制度拡充に関する提言（第1次報告）」（『保育情報』No.200）を是非参照されたい。

おわりに

現在のところこの「改革」案の実現については、厚生省の思いどおりにはすすんでいない。1994年度実施は現状では、困難なようだ。ここまで厚生省を追い込んだ国民の運動の強さに確信をもつ必要があるだろう。また、この「改革」を実現するにあたって、多くの抵抗があることも明らかになった。その代表は、全体の保育所

の6割を経営する市町村の抵抗であり、地域の民間保育所経営者、保育労働者、そして保育所を利用する父母たち、労組の婦人部、女性差別の解消をもとめる女性団体等々の抵抗であった。社会状況の変化のなかで、保育の公的保障の拡充を求める勢力は確実に増大しているのである。

しかし、楽観は少しも許されないのも事実だ。厚生省は断念したわけではなく、事態打開の準備をすすめていると考えられる。国の責任を基礎にした福祉・保育における公的保障を拡充するために、保育所措置制度を守り、その抜本的改善をもとめる論議と実践を国民的に展開することが、今日、切迫した課題になっている。

(注)

- 1) 1947年「児童福祉法成立資料集成」、それ以降は厚生省報告例（4月1日現在）による。
- 2) この検討会報告書の全文は『保育情報』No.203（発行 全国保育団体連絡会）に掲載。その批判的検討については、現時点では、12月に明らかになった報告書（素案）について批判をくわえた、村山祐一「厚生省保育制度『改革』（案）批判」『保育情報』No.201が有効と考える。
- 3) 小川政亮「措置制度の危機と保育の公的責任」全国保育団体連絡会・保育研究所編『保育白書』1986年版（草土文化）17頁。
- 4) 村山祐一『現代の保育所・幼稚園』（青木書店）53頁。

（会員・保育研究所所員）



国際家族年と労働者家族

伊藤 セツ

1. 情報不足で迎えた国際家族年

今年1994年は、国連が定めた「国際家族年」(International Year of the Family)である。このことは、1989年の第4回国連総会で決まっていた事ではあるが、国際的経過を見守ってきた心ある NGO の懸念のプラス・マイナスをないまぜて1994年になってから、やっと日本政府の取り組みが人々の目に触れるようになった。本当は、1989年前後の国連の国際家族年に関する文書や、1993年5月北京で開催された ESCAP 地域国際家族年政府間準備会議への日本政府の態度や採択文書の情報が逐一政府によって報道されるべきであったのだ。NGO の取り組みも、他の問題—例えば、1993年の人権会議や、1994年の人口会議、1995年の世界女性会議—と比べて盛り上がりには欠けるという問題があったのは事実であるから、こうした情報不足は NGO のエネルギーによってカバーされたり、それがマスコミにのるということも少なかった。

1994年を前にして開かれた1993年11月の「国際家族年マルタ NGO フォーラム」の報道も、同じ11月にマニラで開催された「開発と女性に関するアジア太平洋 NGO シンポジウム」の陰に隠れてあまり目だつことはなかったし、わかりやすい内容のものでもなかった。こちらはもちろん政府サイドではなく NGO の問題ではある。

1993年の暮れから1994年1月、国際家族年に関する情報は、それ以前に比べて格段に増えた。私は、国際家族年推進で国連から賞状をもらった NGO : IFHE(国際家政学会)に所属して1991年から国内の家族年関連委員をおおせつかっていたので、この間、国際家族年に関しては何本も原稿を依頼されたり、話したりする機会があった。

主なものは、女性労働問題研究会発行の『女性労働問題研究』25号(『賃金と社会保障』1994年1月下旬号)に「国際家族年から北京世界女性会議へ」と題して書いているので参考にしていただければ幸いである。

以下、国際家族年の理念の要点、日本政府のとりくみとその問題点、日本の NGO からの批判点、労働者家族が家族年を積極的に展開する視点について書いてみたい。

2. 労働組合からのインタビューに答えて —国際家族年の理念と意義—

昨年暮れ、神奈川県職員労働組合情宣部長小島八重子さんからのインタビューに答えて『神奈川県職労』94年1月5日付に、私は次のように言った。

Q1: 国連の提唱する国際家族年の内容について(理念の積極面をどうとらえるか)

A: 国連の基本文献からまず最も積極的な理念

を読みとってまとめると次の3点になります。

第1は、国連は、家族の多様な形態と機能を認め、その機能を代替するのではなく遂行する方向を支援し、家族が家族としての責任をはたすことができるよう保護と援助を与えようとしているということです。

第2に、国際家族年は、そうした多様な形態と機能をもつすべての家族の要求を包括するが、それが、家族員（女性、男性、子ども、高齢者、障害者、青年等）個々人の人権と矛盾するものであってはならないという点に配慮し、すべての個人の基本的人権と自由を促進することを強調しているということです。

第3は、家族員個々人のなかでも特に女性に注目し、家族内の男女平等を促進し、家庭責任と雇用機会の完全な平等を達成する方向づけがなされています。

内容としては、国連が出した実行プログラムの具体的項目には、家族機能の弱体化・崩壊・解体問題、女性が世帯主である家族の問題、貧困・片親家族の経済問題、所得保障の法制度、家庭内暴力、家族内援助システムと社会援助システム、家族法と家族政策、家族計画などがあげられています。

また、女子差別撤廃条約・子どもの権利条約、世界人権会議、人口及び開発に関する国際会議（1994）、世界開発サミット（1995）、北京での第4回世界女性会議（1995）といった一連の国連の取り組みの中に家族年を位置づけている点を注目しましょう。

Q2：私たち労働組合がとりくむ意義は

A：日本政府の国際家族年の具体的プランは、関連省庁からばらばらに出されているので統一性・網羅性に欠け、国連に見られた理念の検討抜きで、「少子社会対策」、子育て、家庭教育の問題に重点がおかれていること、国際家族年で

網羅すべき、高齢者・障害者等の家族員への目配りに欠けるきらいがあります。

こうした点は、私たちの次のような運動で補わなければならないでしょう。例えば、子どもの問題なら、「子どもの権利条約」の批准や、婚外子差別が具体的に問題にされなければなりませんし、共働き家庭支援なら「ILO156号条約」批准が促進されなければなりません。家族員の一人として女性の人権を尊重するなら、雇用における男女平等と同一価値労働・同一賃金、夫婦別姓から男女平等への家族法・税制・社会保障制度の見直しが必要になってきます。時短の推進も家族の大切な問題です。今、日本の家族の課題となっているこれらの問題を男女の組合員で話し合い、運動を進めたいものですね。

Q1は、国際家族年にちなんで家族に関する運動を進める際に、理念として大切なこと、Q2は、日本政府の取り組みで懸念される事と、運動の側から取り組むことが考えられる問題の項目を述べたものであった。

しかし、そもそも国際家族年に対して、国際的な懸念事項がフェミニストから出されていたし、理念の積極面も十分検討されない国内事情がひきおこす日本独自の危惧が加わって、国際家族年本番になってから、さまざまな意見が出始めている。その点を検討してみよう。

ちなみに、私の上記インタビューが載った欄の見出しは「家族 た・い・せ・つ・に」となっていた。労働者にとって家族は「たいせつ」であることに異論をはさむものではないが、それを単純に受けとめてはいけないのである。どういう立場から、何のためにという、労働者にとってわかりきっていると思っているかもしれないことを問いなおすのも国際家族年なのである。

3. 国際家族年への懸念事項

1991年から家族年の準備の段階に入った国連は、1992年時点から、国際的に3つの懸念事項があることを明らかにしていた。それは、国連婦人の10年の成果が無視され女性が台所に追い返されるのではないか、特定の家族がモデルとされるのではないか、家族生活の紛争的側面を追求する姿勢が排除されるのではないか、という点である。これは、1992年7月のIFHE会議（ハノーバー）で、国連国際家族年コーディネーター、ソカルスキー氏が口にしていたことであった。

家族とは女性抑圧の機構であると定義し、「家族イデオロギー」から女性を解き放つことをとりあえずの課題とする流れからみれば、極端に言えば、国連のかかげてきた男女役割分担見直しや男女がともに負う家族責任というスローガンさえ、家族という傘の下では無意味で、「国連マイホーム主義」として批判の対象となろう。従って、結果的に「家族の擁護」を、目標とも、理念ともする国際家族年、このような家族をめぐる思想的潮流からは批判されることは予測できる。国際家族年は、家父長制家族の国際的でこ入れ、温存ともとられかねないし、各国で下手をすればそれが現実ともなり得るのである。

しかし、国連の文書からは、家族の中での両性の平等の追求が可能な施策を具体的に要求できる可能性を読みとることができる。その取り組みの成果が、伝統的「家父長制」家族の止揚と、新しい平等な、支配と従属を克服した家族の創造へとつながるような運動の展開こそが期待されるのである。

だが、こうした国際的一般的懸念に加えて日本の国内的危機が加わる。日本の危機とは、日本型福祉社会の基盤としての家庭という性格を

強化されたり、家族年が少子化対策のキャンペーンに矮小化されるのではないかということである。

1994年1月27日の日本経済新聞の夕刊「婦人家庭」欄は、「国際家族年／取り組み巡り対立」「政府▶少子・高齢化を意識、市民団体▶女性を家庭に縛る」という見出しが目をつけた。国連の家族年のシンボルを用いて赤ちゃんを中心に7人の家族員が取り囲んだ日本政府のポスターと、国連の英語スローガン（“Building the Smallest Democracy at the Heart of Society”）の邦訳スローガン（「家族からはじまる小さなデモクラシー」）、という基本的なところがすでに争点になっている。「女性を縛りつけてきた大家族制をイメージさせる」「家庭基盤充実政策の色彩が強い」というのが市民団体からの反論である。こうしたことのよってくるところは、国連の家族年関連文書の理念の、日本政府による無視か歪曲への疑いを市民が持つからだ。

これに対し日経の記事によれば、政府側は「国際家族年を機に少子化や高齢化の問題を見直していこうという側面が強く出てしまった感はあるが、決して女性を家庭に縛りつけようという意図はない。現に家族年の関連事業には就労と育児の両立支援事業なども盛り込んでいる」と答えている。

では、はたして、家族年の関連事業に就労と育児の両立支援事業なども盛り込んでいるといえることができるのであろうか。次にその点を見ていきたい。

4. 日本政府の国際家族年

国連、国際家族年事務局、およびアジア・太平洋地域会議諸文書は、各国政府に、国際家族年にあたって国内委員会をつくり、NGOと協力して準備をするよう促しているが、日本では、

家族年に関する省庁連絡会議が記念行事・事業案をとりまとめ、国際家族年を迎えた。その全体を説明しているのは日本政府の広報誌『時の動き／政府の窓』1994年1月1日発行号である。冒頭、国務大臣・内閣官房長官・女性問題担当武村正義氏とNHK解説委員小宮山洋子氏の対談がある。小宮山氏の、国連の家族年関連文書では常識となっている的確な問いかけに対し、わざとそうしているのかどうか判明しないが、ほとんどのはずれと思える武村氏の応答が印象的である。

例を3つ挙げよう。まず、小宮山氏が、国際家族年の、国際「婦人年」「児童年」「障害者年」「青年年」の締めくくりとしてもつ意味を問うと、武村氏は「——人間の社会で家族ほど大切なものはありません。最も基礎的な、しかも血縁的という選択の許されない集団ですし——」などと答え、小宮山氏に「今、血縁とおっしゃいましたが、血縁でない家族もあるわけですよ」と補足されている。このくだりだけでも、国連の国際家族年の位置づけへの武村氏の無理解、多様化する家族の実態と問題把握の欠如に、読者はあきれる。

また、武村氏が政府の家族年の取り組みを「今年は各省庁挙げて家族年の仕事に取り組んでいきたいと思っています。記念行事として、例えば文部省では〇〇フォーラム、国際セミナー、厚生省では〇〇国際シンポジウム、音楽芸術祭、労働省では〇〇記念シンポジウムなどを行います」と説明したのに対し小宮山氏が「〇〇シンポジウムとか音楽祭も結構だと思いますが、今年が家族年だからということでお祭り騒ぎに終わるのではなくて、家族年をきっかけに、その後もずっと続いて新しい家族像がうまく展開できるような、継続的なことをぜひやっていただきたいと思うんです」と普通の市民が考えて

いることを代弁された。すると武村氏は、「——役所のやる行事だけではなくて、各町内や集落で、全家族が出て秋の運動会をすとか、皆が文化行事に参加すとか、こういう例は既に一部の地域で行なわれているんですが、そういう運動が今年全国的に盛り上がっていくといいと思いますね」という場違いのことを言っている。

もう一つ重要な例は次の事である。小宮山氏が、今労働者の要求となっているILO156号条約批准のことに触れた。「——育児休業が法制化されるなどしましたから、これ（ILO156号条約）も政府がやる気になれば批准可能な条約だと考えております。例えばこれ一つ批准しただけでも、国際家族年の意義があるのじゃないかと思いますが——」。これに対しては武村氏は、急に政府答弁らしく、「——関係する法令が非常に多いので、今、政府としては、そういうたくさんの法律の整合性を検討しております。一昨年、育児休業法が施行されたことなどにより、条約批准に向けての環境整備が進められつつあると考えています。今後、関係省庁において、更に検討を行ってまいりたいと思います」となった。続いて小宮氏は、「児童の権利条約」について遠慮がちに触れているが、武村氏は無視している。

5. 国際家族年と労働者家族

問題を労働者家族に絞って、関連事業をみよう。

厚生省は、国際家族年の事業では、児童環境づくり対策の推進の中で「共働き家庭子育て休日相談等支援事業の創設」、子育てと就労との両立支援（駅型保育モデル事業の創設、在宅保育サービス事業の創設、就労家庭子育て支援モデル事業の創設）をあげている。

労働省の事業は、家族的責任を有する勤労者支援の拠点となる総合的施設の在り方について

特集・家族・保育政策—国際家族年と労働者階級—

の調査研究（21世紀を展望しつつ、勤労者家族の福祉の観点及び勤労者家族の施策を問い直すため、家族的責任を有する勤労者への総合的な支援に付いての検討を行う）、仕事と育児の両立のための特別援助事業（かつての地縁機能を代替する相互援助活動を組織化し、家族的責任を有する労働者が職業と育児を両立して働くことができるよう、ファミリー・サポート・センターによる相互援助活動に対し支援を行う）となっている。

通産省は、企業行動の適正化推進として、労働時間の推進をあげ、「地域時短推進協議会」「中央時短推進協議会」を設置し、時短推進方策の検討とガイドラインの作成及び普及をはかることをあげている。

これで、先に触れた、家族年の関連事業に就労と育児の両立支援事業なども盛り込んでいるということになるだろう。

ここで、2つの問題を挙げておきたい。一つは子育てと就労の支援というとき、厚生省が1993年2月に発足させた保育問題検討会が、公的保育制度の否定につながる「保育制度改革」作業を続けてきたこととの関係である。同検討会は1994年1月19日に保育制度についての報告書を発表した。両論併記の第2の考え方が「保育所入所については、行政の関与は必要な限りにとどめ」「児童の第1義的な責任は保護者にあることをふまえつつ——」というものである。少子化対策に政府が特に重点を置く家族年というのに、このような本質的なところをあいまいにして、真の「子育てと就労の両立支援」ができるとは私には思われない。

また、家族的責任を有する労働者が職業と育児を両立して働くことができるようにというのなら、小宮山氏が指摘したように、ILO156号条

約の批准を打ち出すべきである。前述『時の動き』1月号に収録された労働省の「勤労者の職業と家族的責任の両立支援策の充実」という文には、「育児休業制度」の定着と「介護休業制度」の普及・促進の2点が強調され、国際家族年を契機とした仕事と育児の両立を図ることができ環境づくりを進めることがうたわれているだけで、ILO156号条約のことは一言もない。

6. その他の問題

国連の国際家族年の目的と理念は、総じて人権・平等・開発に関して、これまで連続し、蓄積された国連の諸活動の継続の上にある。

人権尊重の視点からも、雇用における男女平等と同一価値労働・同一賃金、経済的にも平等な男女のとりむすぶ関係が家庭内での男女平等の基礎、というようなことが、社会と家庭を結ぶ国際家族年の問題でもあるといったら労働者の中に違和感があるのだろうか。パートタイマーの、被扶養を前提とした課税最低限をめぐる問題、家族を養える賃金という考え方と現実の賃金の格差を説明する賃金論への挑戦、男女平等の社会保障・家族法（夫婦別姓、婚外子の人権問題を含む）、経済企画庁でさえ認めた6人に1人過労死予備群の長時間労働等、家族年に関わる労働者家族の課題がたくさんある。家族を「た・い・せ・つ・に」するとは、実はこういうことと取り組む事が基本である。実際、国連の文書では家族年に、家族法の再検討、家庭生活の場である住宅問題があげられていたが、日本の家族年関連省庁の事業計画に、なぜか法務省と建設省の名がない。労働者家族側から、真に家族を大切にする思想の優位性を示して国際家族年を意味あるものにしたいものである。

（昭和女子大学女性文化研究所教授）

EC(EU)における家族・保育政策の動向

木下 比呂美

はじめに

EC(欧州共同体)は、昨秋マーストリヒト条約(欧州連合条約)発効を機にその名称をEU(欧州連合)と変更した。本稿は、そのEUの家族・保育政策の動向を紹介するものであるが、本稿で触れる政策は全てEC時代の産物である。それ故、本稿では敢えてECの呼称で通すことにした。

周知のとおり、EC創設の狙いは、強力な経済的統一体を形成し世界市場における競争力をつけること、また、さらには政治的統合を果たし、戦争のない平和なヨーロッパを形成することである。と同時に、域内の人々の生活権を保障し、生活基盤のレベルアップを図ることを、創設時からの公式課題としてきた。家族政策は、その路線上で展開されてきている。本稿では、ECの家族政策を、子育て責任と職業の両立の問題に焦点を絞って報告したい。

1. ECにおける家族政策の展開過程

ECにおける家族政策の流れを通観すると、その政策の基底には、男女平等の実現という確固とした理念が横たわっている。その点で、わが国の政策とは根本的に異なっている。

ECにおける男女平等の家族政策に関する基本的法的根拠は、ECの憲法とも言われるローマ条

約(欧州経済共同体設立条約：1958年)117条および119条に求められる。117条は、加盟国の労働者の生活および労働条件の向上と平等化を、また119条は、男女同一労働同一賃金の原則の適用を謳っている。しかしこの理念の具体化は、1974年1月の閣僚理事会による「社会行動計画」の採択以降に委ねられた。70年代には、①男女同一労働同一賃金(1975年)、②求職・職業訓練・昇進等における男女の平等な処遇(1976年)、③社会保障に関する男女の平等な取扱(1978年)の3点に関する指令が、また80年代には、④職業上の社会保障企画における男女平等の扱いの原則の実施(1986年)、⑤農業を含む活動に従事している男女に対する平等の原則の適用と妊娠・育児期間中の自営業女性の保護(1986年)の2つの指令が採択されている。

ところで先の社会行動計画は、「雇用、職業訓練、昇進および給与を含む労働条件における男女平等達成のための行動を起こすこと」、また「家族責任を有する全ての関係者が、家族責任と職業への願望を両立できるよう保障すること」を加盟国に対し要望した。また、男女間の不平等の原因の一つが「働く母親のための諸施設の不足にある」ことに注目し、「最優先の課題は、女性が労働要求と家族責任を両立できるための施設の供給」にあるとの認識を示した。にもかかわらず「両立」のための条件整備は遅々として

特集・家族・保育政策—国際家族年と労働者階級—

はかどらなかった。1982年から85年にかけての男女平等をめざす第1次行動計画は、その目的の一つに「親休暇および家族的理由による休暇の拡大と公的保育施設・サービスのネットワークづくり」を掲げ、この理念に基づいてEC委員会は「親休暇および家族的理由による休暇」に関する指令草案を起草した。しかしこの指令は主としてイギリス政府の反対により陽の目をみることができず、今日に到っている。

86年に始まる第2次行動計画では、労働における男女平等実現の不可欠の条件は「両立」を可能にする諸方策であるとの認識が一層深まった。第2次行動計画に基づく施策の中で最も重要なものは、86年にEC保育協力機構(EC Child-care Network)が創設されたことであろう。第2次行動計画以来今日までに、男女平等にかかわる9つのネットワークが誕生したが、EC保育協力機構はその6番目のものである。EC保育協力機構の取り組みとその業績は、現在および未来におけるECの保育・家族政策の基礎となるものであり、また後述のようにその具体化にはなお大きな障害が横たわっていることは確かだとしても、近未来に子育てのために何をなすべきかについての明確な指針を加盟各国に示している。例えば、1989年に筆者がイギリスを訪れたとき、ECにおける遅れた国イギリスでさえ、今後の子育ての指針を示す基礎文献は何かという問いに対し、後述のECレポートならびにその基礎資料となったイギリスのナショナル・レポートが挙げられたのであった。

2. EC保育協力機構の取り組みとその政策理念

EC保育協力機構は、正式名称を「保育および職業と家族責任の両立のためのその他の方策に関するネットワーク」と言い、「全ての加盟国の保育サービスに関するデータの収集と評価、お

よび、保育の重要性を人々に認識させるためのキャンペーンを行なう」ことを目的として設立された。同ネットワークは、加盟国からの代表各1名とコーディネーター1名の計13名からなる専門家集団である。

加盟国からのナショナル・レポートとコーディネーターによる全加盟国への訪問調査に基づいた報告書『保育と機会平等』(以下ECレポートと略称)が出されたのは1988年のことである。300頁からなる同レポートの3分の2は、子育てや性による雇用の不平等、今日の家族の複雑な様相、産休等子育てに関わる雇用政策の実態、財政問題、保育サービスの現状と問題点、保育者問題等、保育を巡る諸局面の現状分析と問題点の解明に費やされ、残り3分の1で、現状分析を踏まえての結論・勧告等が述べられている。

ECレポートは、ヨーロッパ共同体・加盟国・地域・保育サービス・職場・家庭等の各レベルでの具体的行動への指針を提供している。しかしその最大の功績は、EC域内における優れた実践、そして保育先進国スウェーデンに深く学びながら、EC域内での真の機会平等実現のために何をなすべきかについての基本理念を示していることであろう。

基本理念の中軸をなすのは、保育責任についての考え方である。保育責任は、父母・雇用主・社会の3者が共に負うべきであり、①父母の責務は両性が共に子どもの養・教育に関わること、②雇用主の責務は「両立」に向けて子育てのための諸休暇を整備し職場環境を改善すること、③社会の代理人としての行政(政府)の責務は、多様な保育ニーズに応えられる公費によるサービスを提供すること、および②のための法的整備・資金提供や①に関するキャンペーン・教育活動などを行うこと、などが明確化された。

この基本理念に基づき、EC保育協力機構は、

①保育サービス②雇用③父親④ヨーロッパ・レヴェルでの調査研究⑤一部加盟国への援助の5点について、EC委員会に対する勧告を行った。中でもネットワークが「女性と子どもの機会平等達成のための重要な基礎をなすもの」として重視したのが、①②に関連する指令、すなわち「保育サービスに関する基本指令」と「雇用に関する基本指令」の2つである。

前者は、無料または妥当な料金で利用できる公費保育サービスの拡充の問題を中軸に、サービスの質の保障、多様なニーズへの対応性、諸サービス間の費用・保育時間・保育内容方法上の一貫性、保育者問題などの問題を含むものとされている。サービスの利用者は、就業ないしは職業訓練中あるいは教育機関に在籍中の父母である（日本では、学生は対象外）。

後者は、具体的には「産休に関する指令」を意味し、最低12週の有給の産後休暇を、正規労働者のみならずパートタイマー、自営業ならびにその家族従事者にも保障しようとするものである。また産後12週の給料相当額の給付金支給は、妊娠初期に就業あるいは職業訓練中であった女子、および失業者として登録されていた女子にも適用される、という内容を含むことが示されている。

しかし、前述のように、親（育児）休暇および家族的理由による休暇に関する指令が採択されていない現在、親（育児）休暇・家族的理由による休暇（看護・保育参観休暇等）・産休の3つを含む総合的休暇指令の発令も考えられるとEC保育協力機構は勧告している。その場合、その指令には次の諸点が含まれねばならない。①産休は12週の有給休暇とする（12週の休暇を産後に限るか産前をも含むかは各国の事情による）、②親（育児）休暇は親一人に付12週、単親は24週。休暇の父母間の委譲の可否は各国の事

情に合わせる、③5年以内に、産休と親休暇併せて12か月となるよう延長する、④5か年計画で親休暇中の所得補償（給料の90%以上）を実現する、⑤産休・親休暇は、一部または全部をパートタイム休暇として取得できる。なお、先に提案された親休暇指令草案は、休暇は父母それぞれに固有のものであり、相互に委譲することは認められないとしていたが、この勧告では各国の事情により委譲も可能と改められた。前者で委譲不能とされたのは、父親の育児責任を明確にするためであり、委譲可能とした場合実際に取得するのは母親に限られるという現実認識が前提にあってのことである。しかし今回の提案が委譲を認めるに到ったのは、男女間の給与格差が現存する状況で機械的に父母共の取得義務を規定することの無理や、12週では母乳哺育期間として不十分とする母親が現実には多いことなどが考慮されてのことであろう。

EC保育協力機構による勧告の目的とするところは、第1に、男女の機会平等の達成であり、男女が共に職業と家庭を両立させ、そのことによって生活の質が向上することである。第2に、子どもたちの権利保障のためである。子どもの成長発達に必要な諸経験は、家庭のみならず地域や社会的場を通して提供されるものであり、できれば全ての子どもに社会的保育の場が提供されることが望ましい。第3は、社会の利益のためである。男女両性が、労働能力を含む社会的能力と同時に子育て能力を開花できれば、それは個人の生活の質を豊かにするだけでなく社会的資源を豊富にすることにもなる。また「子どもはEC共同体市民として自らの権利の所有者であると同時に、EC共同体の最も貴重な資源でもある」のである。因みに日本では、少子化傾向は労働力不足と短絡的に結びつけられ、子育て支援策はその打開策に矮小化されている感が

特集・家族・保育政策—国際家族年と労働者階級—

強いが、EC レポートでは、それは EC における家族の様相の変化の一局面として指摘されているに止まっている。

EC レポート公開の2年後、EC 保育協力機構は、①保育の質②保育者問題③男性（父親）の保育参加④農村部の家族、の4つのテーマに関する専門家セミナーを相次いで開催した。いずれも保育問題の中で緊急を要すると同機構が認識したものである。家族政策と最も関わりの深い「男性の保育参加」セミナーでは、父親の育児参加が男女平等の不可欠の条件であること、「父親の育児参加増大の戦略」において中心的役割を担うのは父親休暇および育児休暇であることなどが確認され、①休暇中所得の全額または殆どが保障されること、②親休暇は一括して両親に付与される権利というよりはむしろそれぞれの親に付与される個人的権利として提供されるべきであること、③父親休暇は少なくとも2週間、親休暇はさしあたっては親一人に付3カ月、将来的には6～7カ月とすること、④二つの休暇共パート取得可能のものとすること、などの結論が出された。

3. 第3次行動計画下の取り組み

今年 EC は、第3次中期男女平等行動計画(1991-95)の4年目に入る。

EC 委員会雇用・労働市場局長 L.F.サングラスは、第3次行動計画の社会経済的背景として、①80年代に劇的な女性労働の増大が見られたが、その多くは低賃金・低保障の不熟練労働者であり、また女性は長期にわたる失業を強いられていること、②伝統産業の深刻な雇用危機と職場組織のリストラの続行する状況下で、専門性の弱い不熟練女性労働者はもろにその打撃を受けざるを得ないこと、③家庭における男女の役割分業が廃棄されつつあること、の3点をあげて

いる。このような状況を背景に、第3次行動計画は、女性の専門的職業訓練を強化する・職業と家族責任の両立を図る・根深く文化を支配している役割分業観を廃棄し女性の地位向上を図るの3つを重点目標としている。

第3次行動計画の下で注目すべきは、EC 委員会による「産休に関する指令」と「保育に関する勧告」の提案である。

前者は、1990年9月18日 EC 委員会によって提案された「妊娠中の女性ないしは最近出産した女性の労働保護に関する指令」第3部に含まれ、①給与の全額またはそれに相当する手当の支給を伴う14週の産休、②加盟国にはすでに14週を超えるものがあるが、その場合は超過期間中80%以上の所得保障を行う、③就労時間内の有給の定期検診休暇、④妊娠を理由とする解雇を行わない、などを内容としていた。理事会の議論で最も困難を極めたのは休暇を有給にする点であった。同指令は1992年10月19日採択されたが、所得保障に関する前記草案の規定を全て削除し、指令名称が「妊娠中の女性ないし最近出産した女性の労働の安全と健康の改善のための方策導入に関する指令」と変更されたことが示すように、各国政府への要請のトーンが弱まるなど大幅に後退したものになっている。

一方「保育に関する理事会勧告」は、第3次行動計画の目玉とも言うべき‘NOW’ (new opportunities for women: EC 構造基金から120万エキュエ出資し、雇用機会の増大と職業訓練の強化を図ろうとするもの) の一環をなしている。1991年7月4日、EC 委員会はその草案を理事会に提案した。同草案は、保育の概念を①良質の保育サービス提供の問題、②親を支援するための労働条件づくりの問題、③男女による家族責任の共有の問題の3点を含む広い概念と規定した上で、この視点に立って①就労・求職

中あるいは教育機関・職業訓練機関に在籍中の父母と子どもに対する保育サービスの提供、②子育てのための諸休暇制度、③職場の環境・構造・組織の子持ちの労働者のニーズへの対応、④父母間の子育て責任の共有などを加盟各国に勧告している。

しかし、1992年3月31日理事会により採択された成案は、草案から後退したものになった。その最大の点は、保育サービスについての考え方である。草案では、その基本理念が展開されている前文で、公費保育を前提にした良質で誰もが利用できる手頃な値段の保育サービス(good quality and affordable services)こそ職業における男女平等の不可欠の条件であることが繰り返し強調されていた。保育専門機構は、そうしたサービスは公費負担によってのみ実現可能であることを、繰り返し主張してきたのである。ところが成案では、保育サービスは公立・私立、個人的・集团的形態の如何を問わぬこと、また、サービスに対する国庫負担は、各国の事情により軽減可能であることが付加されたのである。

上記の状況は、わが国同様 EC においてもまた、域内市民の生活権保障は、どこに公費をより厚く配分するかという問題、いいかえれば経済優先の政策と生活優先の政策の責めぎ合いに深く関わっていることを示している。しかし EC 保育協力機構コーディネーターのピーター・モスは、先のような成案の後退振りに遺憾の意を表しながらも、それは前進への長い道程の一コマと観るべきだと考えている。このように、EC 委員会および EC 保育協力機構に集う人々は、男女平等と子どもの権利保障への道は遠く険しくとも、この点についてのヨーロッパの良識の実現を深く確信していると感じられるのである。

参考文献：

EC Childcare Network : CHILDCARE AND EQUALITY OF OPPORTUNITY

EC Childcare Network : MEN AS CARERS FOR CHILDREN

EC Commission : SOCIAL EUROPE 3/91, 2/93

その他

(女性問題研究家)

読者のひろば

労働組合結成30周年を迎えますが、大企業に働く労働者にとって、解明できないことが多いので、そのためにこの「労働総研クォーター」を役立てたいと思っています。

当面、大企業労働者の中で金融業で働く労働者の闘いについて、勉強してみたく、また資本主義下における法廷闘争の位置づけについても勉強してみたいと思っています。

(村上輝幸／埼玉県・会社員)

本誌のとじ込みハガキにて、ご感想・ご意見をお寄せ下さい。

国際・国内動向

クリントンの医療保障法案をめぐる諸困難

日野 秀逸

1993年9月23日にクリントン大統領は連邦議会上下両院合同会議で、医療保障改革構想を発表した。10月27日には、医療保障法と題する法案を議会に提出した。1994年1月1日の年頭にあたってのラジオ放送で、クリントン大統領は、医療保障法の成立・実施を、犯罪対策と並ぶ今年の最優先課題であると述べた。

そもそも、クリントンは大統領選挙中に、自分が大統領になったら100日以内に、国民全てに医療を保障する法案を提出すると約束していた。そして、妻のヒラリーを委員長とする「医療改革特別委員会」を1993年1月25日に発足させた。クリントンはこの日に、「医療費を抑制し全ての国民に質の高い医療を保障する改革案を、今春までに策定すると強調」した（朝日新聞、1月26日夕刊）。しかし、法案がまとまるのに、政権発足後280日を要した。策定は1993年春ではなく秋にずれ込んだ。これだけでも医療改革の困難さがうかがわれよう。法案は出来たものの、議会を通過するには、少なからぬ困難が存在している。本稿ではクリントン医療保障法案成立を困難とする議会内の要因を紹介する。

法案の概要

諸困難を理解するためにも法案の概要を見ておく必要がある。医療保障法案の主要な内容は次の通りである。

①国民皆保険を図るため「医療保障カード」を全国民が持つ。このカードは失業してもどんな病気であっても「基本的医療サービス」を保証する。かくして無保険者も何らかの保険に組み入れられる。②医療費を抑制するため被保険者が州の一つ以上の「医療保障連合」を設置する。ここが保険会社、病院と対等の立場で保険契約が結べるようにする。「医療保障カード」の発行も行う。また保険料の上限と給付内容などは「医療保障連合」毎に決める。州の独自性が強くなる。③保険会社や医療機関や医師などは、グループ化してグループ毎に競争する。企業や個人がどのグループを選ぶと有利なのかを判断できるように、「医療保障連合」が「報告カード」によって各保険の質的内容が消費者や医師に分かるようにする。「報告カード」では病院のランク付けがなされる。④保険料は企業が80%、従業員が20%負担する。年間平均保険料は従業員個人分が1800ドル、家族分が4200ドル。⑤自営業者も私的保険に加入させられ、保険料を全額支払うが、この金額は免税対象になる。⑥5000人以上を雇用している大企業は医療保障連合に入らなくても良い。大企業が企業連合を作っても良い。⑦メディケア（高齢者・障害者医療保険）加入者は州によっては「医療保障連合」に組み込まれることもあるが、現行の制度にとどまる州もある。⑧メディケイド（貧困者医療扶

助) 加入者については、連邦と州から出ている医療費を、直接にサービス供給者に支払うのではなく一旦「医療保障連合」に払い込む。⑨全体を監視する機関として大統領が任命する7人の委員から構成された「全国保健評議会」を設置し、そのもとに医療内容の点検を担当する「保健・医療の質に関する全国委員会」が置かれる。これらが全体としてのメディケアとメディケイドの医療費削減を図る。⑩財源として「たばこ税」が増税されるなど。

議会運営の困難

連邦議会の勢力分布は、上院が民主党57、共和党が43、下院では民主党258、共和党175である。しかし、クリントン大統領は民主党議員全員から法案への支持を獲得することはできない。医療保障法案を審議する議会の各種委員会、小委員会は40ほどに達する。この数の多さは、アメリカにおける医療供給と医療費保障が、医療(狭義の)・軍(研究費分配を通じて)・産(金融や薬品・化学など)複合体として、利害関係の広範な裾野を持っていることの反映である。各種のロビー団体が民主・共和両党に積極的にアプローチしているし、各議員は選挙区の住民の改革に伴う増税反対という要求や、本当に国民全体に医療保険が保証されるのならばある程度の増税は許容するという意見など、多様な圧力を背負っている。したがって、単純に民主党議員がクリントン案を支持し、共和党議員は反対するという構図にはならないのである。

上院では民主党の院内総務ジョージ・ミッチェルのリーダーシップが健在であり、エドワード・ケネディも協力的であり、若干の修正の余地は残しつつも、民主党内部の合意が比較的容易にできるとみられている。しかし、下院の事情は複雑である。下院で医療保障法案に関する

審議を行う有力な委員会が三つある。「教育・労働委員会」と「エネルギー・通商委員会」と「歳入委員会」である。しかし、他に少なくとも11の委員会が医療保障法案の審議に、部分的にはあれ関与している。

税に関する「歳入委員会」が社会保障や社会福祉を議論する最も強力な委員会であり、医療についても、連邦が責任を負う公的な高齢者・障害者医療保険であるメディケアの強制加入部分(パートA)は、この委員会の議論によって左右される。ところで、「歳入委員会」の主たる関心事は、大幅に増税することなく各種の政策が実施できるか否かを検討することであるが、この視点から、既にクリントン案に対する重大な批判が22人の委員のうちの少なからぬ部分から提起されているし、その批判を支持する経済学者も多い。法案が提起されてから数週間して政府自身が行った試算でも、法案実施に必要な財政支出は当初の予測よりも数十億ドルも多くなることが示された。

ところで、「歳入委員会」の議長は民主党のダン・ロステンコフスキーである。彼は1981年以来議長を務めている。彼の立場は、大統領が共和党であれ民主党であれ、政府の方針を委員会でも通過させるのに協力するというものであった。彼はクリントン法案を委員会で通過させるという立場であった。しかしロステンコフスキーは「下院郵政局スキャンダル」に関わっていて、もし告発されると議長を辞任しなければならない。その可能性は高い。そうすると、いずれも民主党のサム・ギボンズかチャールズ・ランジェルが議長になるであろう。ところが両者は上下両院の100人ほどの民主・共和両党の議員からなる、国が単一の医療費支払い当事者となるカナダ型の「Single-Payer」の方式を支持する勢力に属している。クリントン案には反対である。

国際・国内動向

「歳入委員会」の共和党のリーダーはビル・アーチャーであり彼は増税反対、市場依存の医療制度支持の急先鋒である。

もう一つの難関が、「歳入委員会」の「保健・医療小委員会」である。議長は民主党のビート・スタークである。1993年9月28日にクリントン大統領が「歳入委員会」で法案の説明をしたときには丁重に拝聴していた委員たちも、その一週間後に保健・対人サービス担当閣僚のドナ・シャララが「保健・医療小委員会」に出席したときにはスタークや共和党委員たちから辛辣な質問を浴びせかけられた。つまり、法案実施が要求する費用をどのようにして調達するのかという問題に対して政府側が説得力のある説明が出来なかったからである。ギボンズ、ランジェ、スタークを含めてリベラル派の民主党議員たちは、国民の全てに医療サービスを保証し、民間保険市場を再編成し、医療支出を抑制する方法として、国の予算によって医療費を賄う方法を強力に支持している。さらには現在議会に2人いる医師出身議員の一人であり、この小委員会のメンバーである民主党のジム・マクダーモットも「Single-Payer」方式を支持している。

クリントン案は市場機構を温存し、民間保険企業の顔もたて、大企業の顔も立てた折衷案である。つまり、従業員5000人以上の大企業は、州毎に設立する予定の医療保障連合に加入する義務は免除され、従来通りにやればいいのであり、しかも、現在は大企業の大半は従業員を民間医療保険に加入させた場合の保険料を100%負担しているのが、法によれば80%に下げることになるので、クリントン案は大企業の医療費負担軽減案なのである。

「エネルギー・通商委員会」は州が主体となり連邦も50%以上の補助金を出している貧困者医

療扶助制度のメディケイドと、メディケアの任意加入部分（パートB、医師の診察費を対象としている）と、医学生物学的研究助成と地域保健活動を審議する。議長は民主党のジョン・ディングルであり、彼は委員会での審議は「時間を限らずに、また審議対象をあれこれに限定せずに」じっくりしなければならないという立場を、クリントン法案作成に深く関わった民主党下院議員のトーマス・フォレイに書き送っている。要するに1994年に法案を通過させるというタイムスケジュールには同意していないのである。また「エネルギー・通商委員会」の「保健・医療・環境小委員会」の議長である民主党のヘンリー・ワックスマンはスタークたちと同様に、医療保障において政府が大きな役割を果たすべきだという立場にあり、クリントン案には異論を唱えている。

下院の「教育・労働委員会」は民主党のウィリアム・フォードが議長であり、彼は上院の「労働・人的資源委員会」のエドワード・ケネディ議長と同様に、かつては政府が責任を持つ単一の医療保険制度を唱道していたが、現在はクリントン案を一步前進と評価して成立に協力する立場である。また、先述のディングルも、慎重審議を主張しているが、クリントン案そのものには協力的である。

以上は下院での動向であるが、上院では民主党と共和党の勢力が接近しているだけに一層クリントン案に対する抵抗は強い。このようにみえてくると、クリントンの医療保障法案は、法案自体の内容について、医学・医療界から出されている多数の疑問や不安もさることながら、議会運営という次元でも相当な困難を抱えていて、今後の見通しは決して楽観できるものではないことが分かる。1994年の成立・実施は困難と言わざるをえない。また、実施できなければクリ

ントンに対する国民の支持に深刻な悪影響を及ぼすことは必至であろう。

(常任理事・東京都立大学教授)

(付記)議会内部の状況については、J.K.Iglehart, Health Care Reform—The Labyrinth of Congress (New England Journal of Medicine, Vol.329, No.21, 1993, 11,8)を参考にした。

女性と開発に関するアジア太平洋NGOシンポジウム —平等・開発・平和…国連第4回世界女性会議にむけて—

中嶋 晴代

「開発と女性に関するアジア太平洋NGO(非政府機関)シンポジウム」が、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)主催、フィリピン女性国内委員会(NCRFW)共催、アジア太平洋NGOワーキング・グループの協力で、11月16～20日にフィリピンのマニラで開催された。37国・地域から622人、日本からは39名の参加で、熱気にあふれた集会であった。

1975年の「国際婦人年」にメキシコで、世界女性会議が開催され、女性の地位向上のための世界行動計画が採択された。これを契機に「平等・開発・平和」の3つの目標を掲げた女性の運動は世界各地で大きなうねりとなった。1979年の第34回国連総会では「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」が採択された。「国連婦人の10年」中間年の1980年にはコペンハーゲンで、最終年の1985年にはナイロビで数千から1万名に近い女性の参加で世界女性会議が開催された。

1995年9月、国連第4回世界女性会議が北京で開催される。この会議では「2000年にむけての女性の地位向上のためのナイロビ戦略」の再

検討と評価および新たな行動綱領の策定が行われることになっている。このシンポジウムは、世界女性会議に提出される「女性の地位向上のための地域行動計画」を策定する「アジア太平洋開発と女性に関する閣僚会議」(1994年6月、インドネシアにて)にNGOの意見を反映させるしくみを提供するために開かれたものである。

熱気あふれる全体会

開会式に続いて、「ナイロビ将来戦略の見直し・評価」「地域における女性の地位向上をめざして政府とともに活動するためのNGO戦略」について報告と討論が行われた。2～3日目は「健康・労働・農業・文化と教育・政治的権能・経済的権能・女性に対する暴力・人権・科学技術・先住民女性・家族・環境」の12の分科会であった。

4日目は分科会報告の後、「アジア太平洋の女性の地位向上をめざすNGO行動計画」に関する5つの準地域分科会を行い、最終日に各分科会で出された勧告が「NGO地域行動計画案」として発表され、討論後、大筋が採択された。これはさらに補足意見を持ち寄ってまとめ、「アジア太

国際・国内動向

「太平洋開発と女性に関する閣僚会議」に NGO の意見として提出される。

全体会では、発言を求める人でマイクの後ろには長蛇の列ができ、3時に終わる予定の閉会式が6時までのびるほど、白熱した討論が行われた。「太平洋は核実験の被害が大きく、環境破壊も深刻。市場経済・自由貿易優先の開発が行われ、世銀やIMFからの融資を受けるため、国民生活を切り捨て受益者負担・民営化がすすめられる。輸出産業、とりわけ税免除地域は女性の搾取の場となっている」(フィジー)、「家父長制が根強く女性の地位は低い。市場経済がさらに貧富の差を広げている」(マレーシア)、「アジアにおける軍拡競争はすすみ、軍事費が拡大している。軍拡競争・武器貿易を止めさせることが重要。軍事費は国民生活に振り向けよ」(オーストラリア)、「核戦争阻止・核兵器廃絶の課題を行動計画に入れよ。北京会議では平和の分科会を設けよ」(日本・韓国ほか多数)など軍拡競争をやめ平和を、多国籍企業の搾取強化反対、男女平等実現、政策決定の場に女性の参加の重要性、先住民の権利擁護、NGOの活動と役割、参加のあり方や分科会テーマなど、討議は多岐に渡り、女性の要求は多様でそのエネルギーは尽きることがなかった。

労働分科会の討論

－多国籍企業の横暴許すな－

労働の分科会では、4つのテーマの討論を通して、多国籍企業の横暴・搾取強化、男女差別、女性の低賃金、法律違反の女性の深夜・休日労働を含め長時間労働と母性破壊、仕事と家庭の両立困難、パートタイマーの増加などが、先進国にも途上国にも共通する問題であることが明らかにされた。多国籍企業への要求や、男女平等実現等々各国の女性のたたかいが熱く語られ、

私は日本の女性労働者の実態とたたかい、盛りこむべき勧告について発言した。

(1)女性と経済的権利

途上国からは「構造調整計画の下で債務が増え続け困窮。自由市場は第3世界、とりわけ女性からの収奪を強めている」(パキスタン)、「日本・韓国などの工場進出で農民は追い出され、軍事費増大の一方、農民への補助金や保健・健康予算は削減。女性の声を政策に反映させることが重要。男女差別撤廃を」(フィリピン)などの実態と、IMFや世銀の債務棒引き・多国籍企業の横暴規制などの要求がすどく訴えられた。オーストラリア・ニュージーランド・日本など先進国からも多国籍企業問題は重大であり、労働者・労働組合が連帯してたたかう必要が強調された。

(2)近代産業分野

「生理休暇や組合結成・交渉権を要求しているが、使用者は労組への弾圧を強めている。労組でも女性の地位は低い。組織者をつくり、女性の要求を独自にほりおこすことが重要」(バングラデシュ)、「低賃金・長時間労働、男女差別、家庭との両立が困難。男女平等を求めスト・デモも実施」(インドネシア)、「多国籍企業は期限付き不安定雇用。組合に入ると解雇」(タイ)、「賃金は一日180ペソ(約720円)くらい。輸出関連産業はスト禁止」(フィリピン)、「過去40年軍事政権下で労組も認められなかったが今は活発に活動。多くの女性が長時間労働のため難聴状態。母性破壊・業務災害が深刻だが、苦情申し立てすればクビ。生涯を通じての労働権を求め『バス停の数ほど保育所を』と運動。労組ではないが『女性組合』をつくり、労組とも協力して運動推進」(韓国)、「パートタイマーが増え雇用形態が多様化。労組は女性の権利のためにもっと運動を強めるべき」(オーストラリア)、

日本の実態などが出された。労働組合に対する意見も多く出され、労働運動への女性の参加の重要性、女性組織の役割なども論じられた。

(3) プランテーション／インフォーマルセクター

「コーヒー園は季節的雇用、低賃金・長時間の女性の労働が中心。女性は朝4時前に起きて家事をし8時頃から仕事。ケガや毒蛇で業務災害が多いが、労災保障なし。組合は認められていないが、サンガという女性組織をつくり活動」

(インド)、「プランテーションは下請け契約制度で低賃金・労働条件は劣悪。近くに工場ができて、午前中はプランテーション、午後は工場、さらに家事(水道が一日一時間しか出ず、水を溜めるのは女の仕事)と幾重にも働く。日給3ドル以下。児童労働もある」(マレーシア)、「家内労働者はほとんど女性。道具は労働者持ちで山と積まれた衣服の縫製代が全部でたった0.5ドル」(インド)などの実態と、改善へ向けての提言が討論された。

(4) 移民労働者

「移民労働者は一番きつい・いやな仕事をさせられ、接客業の女性は売春に落ちていく者も多い。移民を送り出す側と受け入れる側とに二国間協定締結を義務づけ、受入れ国では自国労働者と基本的に同じ権利を保障すべき」(ホンコン)、「非合法で滞在している者も多く、『暴力による死』もある」(スリランカ)、「自国に雇用の場をつくるために軍事費の削減やODA・IMF・世銀などの現在の開発のあり方を見直し労働者・国民の真の利益・経済的自立につながる援助にすべき。病気治療などの社会保障措置を含め権利の拡充を」(日本)などが論じられた。

第4回世界女性会議へむけて

マニラの街で、路上で眠っている弟のかたわらで物乞いをする5歳くらいの女の子や、夜9

時、10時にレストランの前で白い花輪を売っている幼い子どもたちに胸が痛んだ。たばこは1箱ではなく1本ずつ売っていた。こうした貧しさにつけ入って、日本を含む多国籍企業がアジアへの収奪を強めている。資本も労働も地球規模化しているもとで労働者の国際的に連帯したとりくみの重要性、また、政策決定に女性が参加していくことの必要性を痛感した。

メキシコからナイロビへ、さらに北京へと平等・開発・平和をめざし、女性たちは多面的な要求を掲げて、世界各地で大きく運動を展開している。しかし、女性抜きでは世界は動かないにもかかわらず、いまだ女性たちの地位は低く、差別は多く残されている。

発展した資本主義国である日本でも、女性のひどい実態、男女平等の遅れが顕著である。わが国でも2000年へむけて、職場・地域からナイロビ戦略に照らして、この間の前進面と積み残された課題を総合的に検討・評価するとりくみを強めなければならない。政府・自治体に私たちの要求を反映させて国内行動計画や各地の行動計画を新たに策定することを求めることや、各職場・地域で男女差別をなくし、平等を実現するとりくみを強めることが重要である。

労働の分野でも、人間らしくいきいきと働くために女性の要求は切実である。均等法改正など雇用における男女平等実現、労働時間短縮・労働基準法改正、大幅賃上げ、人員増、ILO第156号条約批准、育児休業制度改善、介護休暇の法制化などのとりくみをいまこそ強化することが求められている。

ナイロビから北京へ、課題は多い。95年の第4回世界女性会議にむけたとりくみがはじまった。世界の女性と連帯して、わが国でも運動を強化する決意を新たに集った。

(全労連婦人局長)

日本型企业社会と社会政策

— 社会政策学会第87回研究大会について —

中川 スミ

はじめに —大会の概要—

昨年11月6日～7日、熊本学園大学への飛翔を前に建設の槌音高い熊本商科大学において社会政策学会第87回研究大会が開催された。「日本型企业社会と社会政策」を共通論題とするこの大会では、次の8本の報告が行われた。

- I 日本型企业社会と社会政策の課題 (佐賀大学 中原弘二)
- II 日本型企业社会と家族問題 (名古屋女子短期大学 安川悦子)
- III 大企業の雇用・賃金管理とその今日的特質 (国学院大学 小越洋之助)
- IV 生産分業構造と中小企業の雇用 (障害者職業総合センター 工藤 正)
- V 過労死問題の実態 (九州社会医学研究所 田村昭彦)
- VI 国民生活と労働組合の機能 (立命館大学 藤原壮介)
- VII 日本型企业社会と市場の論理 (岡山大学 稲葉振一郎)
- VIII 日本型企业社会と日本人の生活 (中京大学 三戸 公)

共通論題に対する総論的な枠組みを提供した中原報告からスタートした大会は、各論として大企業の雇用・賃金管理、中小企業の雇用問題、過労死問題、労働組合論といった現代日本の労

資関係を分析する諸報告を揃え、さらに日本型企业社会を労働力の再生産の場で支えていながら従来あまり論議されることのなかった家族の問題を取り上げた安川報告、日本型企业社会の特徴を市場や組織や個人の日本的あり方から思想的に論じた稲葉報告を配し、最後に現代日本人の生活を「家の論理」で総括的に審判する三戸報告がこれを締めくくった。

これらの報告に対し総括討論では、全体として企業間格差への問題意識が弱く格差構造の底辺をなす人びとへの目配りが弱いのではないか、変貌する現代日本社会の諸相のうち家族だけがその変化においてとらえられ、企業や国家は与件とされて充分分析されていないのではないか、三戸氏のいう「家の論理」がグラント・セオリーとして日本型企业社会を貫いているとすれば、ホワイトカラーの雇用調整や年功序列賃金の変容などの近年の雇用管理は国際的スタンダードへの変更といえるのか、などを始めさまざまな論点が提起された。小稿では、戦後日本の女性労働の増大と家族の変容を背景として「家族賃金」イデオロギー批判を提起した安川報告をめぐって筆者が発言したこともあり、またこの問題が総括討論における焦点の一つをなしたと思われるので、この点に的を絞ってコメントしてみたい。

日本型企业社会と家族イデオロギー ー安川報告の要旨ー

安川報告はイギリスのマルクス主義フェミニズムの成果に学びつつ日本型企业社会論におけるジェンダー視点の欠如を家族論に踏み込んで追求したもので、一昨年春の社会政策学会第84回大会における共通論題「現代女性労働と社会政策」の各報告と討論における問題意識を引き継ぐものであった。以下、氏の報告の趣旨を私なりに要約すれば、次のようになる。

日本型企业社会論においては、日本的労使関係や日本的企業システムが経営家族主義や企業一家主義などの家族論的視点から批判され（あるいは称賛され）ながら、この社会を労働力の再生産の場で支える土台としての家族は批判の対象から欠落している。そこには企業と家族を分けてとらえる二重システム論的発想があり、会社主義に支配されている企業と理想像としての家族が併存している（「会社は悪いが、マイホームはいい」）。だがじつは日本型企业社会は日本型家族に下支えされており、このことは社会政策学会でも西村豁通氏などを始めとして最近ようやく注目されるようになってきた（社会政策学会叢書第17集『変化の中の労働と生活』参照）。出生率の低下や離婚の増大などによって近年あらわになりつつある日本型家族システムの危機、あるいは家族の解体傾向に対し、政策的にどのように対応すべきかが今日の社会政策の一つの大きな課題となっている。

氏によれば、戦後日本の家族イデオロギーは戦前から引き継いだ「イエ」イデオロギーと高度成長期に定着した「マイホーム」イデオロギーの二つからなるが、日本型企业社会論では「イエ」的家族観にたって日本的労使関係が批判されるだけで、「マイホーム」は不問に付される

か、またはロマン主義的な強化策が提唱される。むしろ「マイホーム」主義家族イデオロギーが企業社会を支える役割を果たしている現実を直視すべきである。「マイホーム」とは、性別分業によって支えられた労働力再生産の場であり、基本的には夫が「家族賃金」を取得して妻子を扶養し、妻がその不足分を「家計補充賃金」として稼ぐというシステムから成り立っており、これを制度的に媒介するものとして「年功序列賃金」がある。ところが、高度成長期に急増した女性労働はその後低成長期にも縮小することなく「労働力の女性化」傾向が着実に進展しており、同時に国連の女性差別撤廃条約やわが国の男女雇用機会均等法の成立を契機として女性の労働権を中心とする人権思想が定着してくるなかで、賃金格差に集約されるさまざまな男女差別の撤廃を要求する運動が女性労働者の間で急速に高まってきている。こうしたとき、すでにモデルワーカーとしての地位を失いつつある「扶養家族をもつ男性労働者」の賃金を「家族賃金」として規定することは女性労働を排除するイデオロギーとして機能するだけでなく、この規定が女性の賃金に「家計補充」的性格を与えることによって性別賃金格差を固定する。今日の女性労働の定着をふまれば今後はむしろ男女賃金ともに個人賃金としてとらえていくべきではないか、と。

男女賃金格差と労働力の価値論

安川氏は報告の最後に、長年女性労働論の蓄積に貢献し、国際的にも早い段階から男女平等賃金論を提起してきた竹中恵美子氏の業績に言及しながら、男女がともに雇用労働を担い、男女の個人賃金の実現しつつあるいまこそ、価値論次元での男女平等論を再構築しようと提言した。氏によれば、竹中氏は、男女賃金格差の原

国際・国内動向

因の究明にあたって当初は労働力の価値論から出発したが、価値論では労働力の価値の不均等分割による労働力の価値の性差という問題が生じて男女平等論を組み立てることができないため、労働力の使用価値論、つまり労働市場論に移し、そこで性別職務分離を中心に賃金格差論を展開した。しかし、家族賃金から個人賃金への転換が現実的になってきたいま、もう一度価値論に立ち返って平等論を理論的に組みなおす必要がある、と。

これに対し筆者は、男女賃金格差の解明にとっては、労働力の価値論と労働市場論とを媒介する労働力の再生産システムの分析が不可欠であること、竹中氏は性別分業を内包した労働力の再生産システムと資本蓄積の法則とが相互に作用する場としての労働市場を分析することによって男女賃金格差を論証した点で評価されること、こうした労働力の再生産機構の分析と離れて労働力の価値論次元で平等論を構築することにはあまり意味がないのではないか、と発言した。

労働力の価値は、かつて下山房雄氏が『日本賃金学説史』（日本評論社、1966年）において「労働力の価値以下」説の批判をめぐって強調したように、現実の労働者の再生産の条件によって規定されるものであって、けっして理念的なものでも規範的なものでもない。労働力の価値は労働者の再生産に「社会的・平均的に必要な」生活手段によって規定されるからである。男女平等賃金の要求は労働力の価値にもとづいてというよりもむしろ、賃金が労働に対する支払いとして現われるという賃金の現象形態に依拠して、同じ労働に対しては性や年齢や国籍を問わず同じ賃金が支払われるべきだという論拠で展開されるものであって、その運動の成果が実際に賃金格差の縮小として実現されることをつう

じて結果として労働力の価値の性差が縮小していくものと考えるべきではないだろうか。

安川氏の「挑発」に対し竹中氏は、労働力の価値論から労働市場論へ移行したのは労働市場で女性の地位を具体的に分析しようとしたからであり、これは労働力の価値を具体化するためであったこと、労働力の価値は歴史的に規定されるものであるから、「労働力の女性化」の現実の中でいまこそ労働力の価値自体が個人単位で議論できる段階に達したといえること、家族賃金から個人賃金への移行を評価する点では安川氏と同じ意見であると発言された。

日本型企業社会の変革と社会政策 一世帯単位から個人単位へ

安川報告に対してはこの他、「イエ」と「マイホーム」の次には何がくるのか、家族は今後どう変化するのか、家族の「解体」とは一体何をさしているのか、「個人賃金」の内容は何か、成年男子労働者の賃金から妻の生活費が抜けていくことが家族賃金の崩壊につながるといえるのか、子どもの扶養費は社会保障へというのは抽象的にはいえても近い将来には実現できないだろう、その場合世帯賃金の要求は変わり得ないから家族の「変容」はあっても「解体」とはいえないのではないかといった熱のこもった発言が続いた。

安川氏は、家族が今後どのように変化していくかは答えにくい、家族の解体傾向に対して政策的にどのように対応していくべきかについては、少なくとも性別分業にたった家族の維持ではなく、女性の労働権、女性の自立を進める方向で対応すべきこと、子どもや高齢者の生活はそれぞれ自立した人格をもつものとして社会的に保障されるべきであり、社会保障制度のしくみを世帯単位から個人単位へ変えていくこと

が必要だと答えた。筆者もまたこうした提言に基本的に同意するものである。「日本型企业社会」論には「日本型家族」論が不可欠であることは、強固な性別分業にもとづく日本的家族システムを背景にしてわが国の女性労働の低位性がもたらされ、これが日本的労使関係の重要な柱の一つをなしていることを考えれば明らかであろう。「日本型企业社会と社会政策」を論ずる場合、労働力再生産の場である家族をも議論の俎上に上せるべきこと、しかも世帯・家族単位の分析に甘んずることなく、その個々の成員の労働と生活の条件に立ち入って論究することが必要であり、またそれが可能な時代を迎えているといえるのではないだろうか。

なお、三戸氏は現代日本社会では企業内労使関係だけでなく、企業間関係、政府、労働組合運動にいたるまでさまざまなヒエラルヒーが存在し、人びとが学歴、所属企業、年令、性別、

国籍などによって幾重にも差別されていることを情熱をこめて告発し、これを資本の論理だけでは説けない日本独特の現象として「家の論理」・「階統の論理」によって説明した。この「家の論理」は現代家族の中にどのように作用しているのだろうか、家族を構成する個々の成員の人権という観点にたつて個人単位で労働権の保障と社会保障の権利を求めていくことは「資本の論理と家の論理の合体物」としての日本型企业社会の変革につながる大きな可能性を秘めているではなかろうかなどいろいろ考えさせられた報告であった。とはいえ、「家の論理」を打破するにあたっては、「何を守り、何を捨てるか」を熟考して慎重に対処しなければならないという氏の忠告は、家族の「解体」や「再生」を考えるにあたってはいっそう傾聴に値すると思われる。

(高田短期大学教授)

自治体研究社 〒105 東京都港区芝1-4-9
☎03-3451-1061
FAX 03-3451-1215

リサイクル時代のごみ行政
ごみ行政研究会編 四六判 定価1500円 310

現場からごみを減らす
自治体学校清掃分科会編 四六判 定価1350円 310

足もとから地球環境を考える
宮本憲一著 A5判
定価500円 240

ごみリサイクル
デュアル・システムの
意味するもの
田口正己／竹下登志成著 A5判 定価750円 240
ドイツが導入しヨーロッパ中に影響が広がるデュアル・システムの全容とその評価を、現地ヒアリングと資料で紹介する。日本はそこから何を学ぶべきか？

包装ごみは製造・販売者に回収責任

プロジェクト研究部会報告

中小企業問題研究部会

福島 久一

1. 新しい段階での中小企業の構造問題

日本経済の強さの秘密の一つが、しなやかで大量の中小企業・業者の存在にあった。そして日本経済の再生産構造に不可欠な役割を果たしてきた。しかし、出口の見えない戦後最長かつ最大の平成不況は、中小企業を倒産・廃業に追いやり、その存立基盤を失なわせつつある。戦後一貫して増大してきた中小企業が、80年代後半以降、廃業率が開業率を上回り、傾向的に減少を引き起こしている。

この中小企業の存立の危機は、単なる景気循環的要因によるものではなく、独占・大企業の世界市場支配をめざした産業の国際的構造調整・転換に起因している。独占・大企業は、構造不況と円高への対応策として、リストラクチャリング（例えば、工場の統廃合・縮小・閉鎖、製品品種の絞り込み、部品の共通化、製品サイクルの長期化、人員削減等）とグローバルゼーション（生産拠点の海外移転、海外生産比率の拡大、逆輸入、部品の海外調達等）とを一体化して展開し、国内中小企業や労働者に犠牲を強いることによって世界市場における新たな支配秩序の構築をはかってきているのである。

こうした国際レベルでの構造調整・転換の進

行は、中小企業の構造変化を引き起こしている。製造業の強さの基盤であった重層の下請生産構造は、育成と整理を選別基準に、海外とくにアジア地域をも対象に組み込んだ新たな枠組みで再編成されてきている。ここに中小企業の新たな構造問題があり、それが中小企業・業者の存立の困難性の増大のみならず、地域経済の疲弊化、ひいては日本産業の空洞化へとつながる可能性を強めている。

研究会では、新たな段階での中小企業の構造問題が何かを実態から把握するように努めている。そして中小企業・業者の広範な存在とその経営的安定、労働者の労働条件の改善の可能性を経済民主主義の立場から追求することによって、日本経済の持続的な安定的発展をつくりだしていくことを課題にし、研究に取り組んでいる。以下では、研究会での研究報告の内容と今後の研究課題を述べる。

2. 中小企業における各界の取り組み姿勢

リストラとグローバル化とが同時並行的に進行している中での中小企業問題は、複雑・多様化し、新たな性格をおびつつある。その問題の解決の方向を探るには、中小企業家、中小業者そして労働者・労働組合がかかえている要求や

課題がどのようなものであるかを明らかにし、総合的に把握していくことが重要である。研究会でこれまで取り上げた各界の中小企業の対策と運動の内容を簡単に述べる。

① 最初は、「中小企業政策と到達点、運動の障害」と題した運輸一般労組からの報告である。この業界はトラック(路線と区域)、倉庫、内航、港運、通運といった業種に区別され、区域トラック運輸を中心に圧倒的に中小企業の占める割合が多い。「貨物自動車運送事業法」「貨物運送取扱事業法」のいわゆる「物流二法」が90年末に施行され、規制緩和にともなう他業種からの参入も加わって大手事業者と中小企業との競争が激しくなっている。中小・零細業者は大手事業者や荷主等の下請・専属的地位におかれ、業者の労働者化もみられる。運輸一般の労働者は業種別に構成されており、トラック部門では大手企業の労働者が加入しているものの、圧倒的多数は中小・零細業者の労働者である。中小企業と労組との関係では、「一面闘争・一面共闘」の理念と実態との間に問題があり、労働条件をいかに改善するかの観点から中小企業を把握していくことが重要である。産業別視点に立って闘うことによって中小企業は経営力を高め、中小企業者がまともな経営姿勢を確立することになり、共闘のあり方が課題となっている。

② 「JMIUにおける中小労働運動の到達点と問題点」と題した全日本金属情報機器労組からの報告。この労組は、金属・機械・情報機器関連の産業別組織で、中小企業に多く組織されている。報告では、不況で経営危機に陥った独立メーカーでの闘いと親企業の海外生産移行に伴う発注停止で下請企業が工場閉鎖し、全従業員の解雇提案に対する親企業への提案撤回闘争の経験から「中小企業でもたたかえば労働条件を改善できる」教訓が明らかにされた。また、中

小企業経営者に対しては、「中小企業の未来は労働者・労働組合の活力に依拠してこそ開かれる」とする階級的立場を土台に、企業分析や職場(経営)政策づくりに取り組んでいること、しかし経営分析だけの運動に陥らないことが重要という中小労働運動についての考え方が明らかにされた。

③ 「中小企業における労働組合運動—運動の実践と基本方針—」と題した全国一般労組からの報告。労組は商業・サービス業等第三次産業を中心に製造業、建設業も組織されているが、多くは中小企業である。報告では中小企業の二面性を理論的基礎に、実践的には「一面闘争・一面共闘」路線をさらに進めて企業内での労資関係として、倒産させない経営危機対策と経営改善提案を積極的に展開すると共に大阪、愛知、神奈川、東京等で中小企業・業者との共同で「中小企業大運動」を展開し成果をあげてきた。だが実践の中から運動を「経営問題」「倒産させない闘い」「統一戦線論」等に矮小化せず、中小企業に働く労働者が人間らしく生き、働きたいのある中小企業をめざす運動の確立と経済民主主義を求める運動へと発展させていくことが重要となっていることが提起されている。そして中小企業・業者との共同では中小企業や地域経済を守る運動、さらに不況を打開し、中小企業の経営安定をめざすために中小企業政策・産業政策を民主的に転換させていく「中小企業大運動」が追求されている。

④ 中小業者の自主的・民主的な全国組織である全国商工団体連合会による「中小企業の営業・生活の実態と運動」と題しての報告。まず、全商連が実施した52,478人を調査対象とする「営業と生活実態調査」(93年5月)は、調査の規模が大きいだけではなく、不況の長期化と広がりの中で苦しむ中小業者の深刻な経営実態や消

費税廃止、国保料（税）引き下げといった切実な要求を浮き彫りにしたこと、したがってこの調査を基礎に、制度融資の拡充、単価引き上げや休業補償要求さらには仕事確保等の運動を展開し、成果をあげていることが明らかにされた。そして全商連の3つの理念の下、中小業者運動は国民全体の幸福とつながっており、労働者、農民をはじめとする国民各層と提携し、ともにたたかうことによって中小企業者の発展の展望が開けることを明らかにした。

以上のように労働者の視点と中小業者との視点から中小企業のおかれた位置や性格、さらに各産業の経営実態の解明のための研究をおこなってきた。引き続き、中小企業家団体や政府・自治体労働者の中小企業政策等を研究会で検討していく予定である。

3. 中小企業の新たな方向と研究課題

不況の長期化の中で独占・大企業は不況と円高を口実に新たな世界戦略の構築を意図している。経済・産業構造調整、規制緩和、市場開放などアメリカの要求を受け入れる一方、独占・大企業は一層の利益を獲得するために産業転換・下請再編成と対外進出を本格的に展開している。だがこうした方向は、中小企業や労働者に一方的に犠牲を強いる道につながることであり、国民経済を安定的に発展させることは困難になるであろう。日本経済が持続的に安定した発展をはかるためには広範な中小企業の存在と自立的発展が可能な新たな存立基盤づくりが研究課題として追求される必要がある。

中小企業の新たな存立基盤を確立するためには、経済民主主義の視点から「市場原理至上主義」にある独占・大企業中心の産業政策を転換し、民主的に規制する方策が課題となる。そしてこうした方向から新たな段階での中小企業・

業者の性格と役割、さらには中小企業・業者運動と労働運動との共同・連帯による運動の積極的位置づけをすることが重要な課題になるであろう。

（会員・日本大学教授）

January 1994 No. 5

Rodo-Soken Journal

Japan Research Institute of Labour Movement

Editor: Isamu Udagawa
Address: Rodo-Soken, Union Corg 405,
3-3-1 Takinaga, Kitaku, Tokyo, Japan 1146

Tel: 03/39404111
Fax: 03/39112968

Recession, Restructuring "Rationalization" and Democratic Control

--From the Discussion at the Symposium Jointly Held by Rodo-Soken and Zenroren--

Tomio MAKINO

Preface

A symposium was held under the joint auspices of Rodo-Soken (the Japan Research Institute of Labour Movement) and Zenroren (the National Confederation of Trade Unions) on November 28 and 29, 1993 on the theme of Recession, Restructuring "Rationalization" and Democratic Control. Mr. Yoshitaka Yokita, Representing Director of Rodo-Soken, and Mr. Kazuo Kikuchi, Head of the Research and Policy Bureau of Zenroren, gave keynote speeches in line with the theme. Their speeches aroused lively discussion among the scholars of Rodo-Soken, the representatives of Zenroren affiliate federations and local organizations. With the summarization of the discussion at the end, 2 day symposium was brought to a close.

A symposium on a similar theme was held in 1991 under the title of "The Implementation of Policy against Recession in the Interest of People Towards Democratic Control of Big Enterprise". The symposium was tremendously successful. After the previous symposium, Zenroren attained a considerable advance in its fight against capitalist "rationalization" in the name of restructuring, making a certain development also in the movement for enforcing democratic control on big enterprises. These gains prepared a base for a fruitful symposium in 1993. Needless to say, the development of Rodo-Soken's study activities contributed to the success of the second symposium. The theme of the symposium remarkably coincided with the current situation. It goes without saying that the recession and the restructuring "rationalization" are the very issues that we are confronted now. Immediately before the holding of the symposium, the final report of the third Ad Hoc Commission of Administrative Reform and the interim report of the Hiraoka Study Group (the Advisory Group for Economic Structural Reform) were disclosed, both of which set forth the idea of promoting arbitrary "downsizing" in complete alignment with the logic of the capital. Under these circumstances, the importance of our proposal and pursuit of democratic control on big enterprises was made clearer. The symposium was therefore held in the most timely setting.

This article is not aimed at making a faithful description of the symposium. This is just a memorandum of what I learned from the symposium as a participant, although I put it the same title with the making known the atmosphere of the symposium. I will assume of this responsibility while dealing with the subject in my own way.

1. The Current Recession

The current recession is called "compound recession". It was named by Mr. Gichi Miyazaki who published a book under the said title. Such character-

労働総研ジャーナル(英文) 5号発刊

第5号は、牧野富夫論文『不況・リストラ「合理化」と民主的規制—労働総研・全労連共催のシンポジウムから—』
年4回発行。希望者には、年2,000円で頒布。



討論のひろば

公務の労使関係をめぐって

伊藤 良文

公務は、終身雇用慣行と年功型賃金体系、退職金制度など、民間大企業と多くの共通性を持ちながら、協調的で企業主義的な労使関係とは異なり、能力主義管理も入っていない。一体これはなぜなのかということをめぐる、昨年末、ある研究会で議論する機会があった。

公務にも民間の労使関係や賃金・労働時間管理が反映することは否定できないし、連合成立後の情勢の変化の中で、それは強まっている。人事院も一時金や昇格で格差を拡大する政策を相次いでうちだしている。しかし、これらも、長年の公務特有の制度・慣行を根底からつきくずす段階にはない。では、こうした公務の現実はいわゆる「タイムラグ」の問題であり、やがては公務にも「日本の労使関係」が浸透するとみるべきだろうか。私には必ずしもそう思えない。いくつか理由を上げてみよう。

まず、公務員労働者は、自らの労働が生涯のものであり、短期的な能率や効率という尺度や査定にもなじまない以上、処遇は差別なく公平にすべきだという意識が強い。職場を基礎にした勤評や差別反対の活動、それと密接に関連する「行政研究」活動は公務労働運動の原点であり、今日なお能力主義管理や「成績主義」をはねかえしている深部の力となっている。

今日の公務の労使関係の特異性（もとはといえば交渉権など労働基本法の制約に原因が求められる）も、健全な労使関係の成立を阻害してきた。各省大臣は採用や昇進などの任命権をもつ「使用者」であるはずであるが、労働条件の決定には直接関与せず、制度の運用権限をもつ

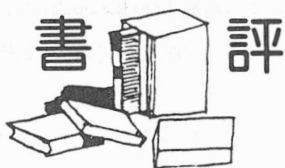
にすぎない。しかし公務員全体の使用者である政府（内閣総理大臣）の労働条件決定責任もあいまいである。

その隙間をうめ、本来の労使のあいだに介入するのが「中立機関」人事院であり、労働条件の多くの部分について事実上の決定権をもつ。人事院は労働基本権剥奪という弾圧側面のみが一面的に強調されてきたきらいがあるが、本来は民主的公務員制度の確立という歴史的使命を担って生まれた機関であった。そのことが、対人事院闘争を複雑なものにし、運動にもある種の混乱を引き起こす要因ともなった。また、予算や定員の権限が大蔵省、総務庁などにも分散し、これらとの対応も必要になるが、回数・内容共実質的な交渉には程遠いのが現状だ。

そのほか、今日の経済矛盾の深まりと財政事情悪化が「労使関係の安定」を許さなくなっている面が見のがせない。80年代の全世界的な新保守主義の潮流下で強行された公務員賃金抑制攻撃や、今日の米国クリントン政権の「経済再生計画」による連邦政府職員の賃金・凍結抑制などをみてもわかる。今日、バブル崩壊後の財政危機によって公務員賃金はあらたな困難な局面に入りつつあるとみてよい。

以上、民間大企業並みの協調的労使関係導入には困難な条件が多いが、支配者側も、そのままよいと考えていないことは確かである。その点で、「行政改革」論議が高まるたびに中央人事行政機関の機能の見直し再編＝人事局の機能強化論が提唱されることは示唆的である（第3次行革審の最終答申もその例外ではなかった）。

これまで公務の労使関係は、権利問題の側面からの議論が多かったように思うが、政府と各省、人事院それぞれの機能や政策内容をふくめ、さらに多面的で立ち入った研究が深められる時期にきているように思う。（国公労連調査部）



江口英一監修 労働総研・全労連編

『現代の労働者階級 —「過重労働」体制下の労働と生活—』

道又 健治郎

1

最近まで日本の労働者階級の全体像を把握する試みは、官庁統計を組み替えた階級・階層構成表に依拠した研究の流れが中心であり、実地調査に依拠した研究成果は残念ながら皆無に近い状態であった。この研究成果の空白を埋めたのが本書である。この大部の著作は、江口英一教授を指導者とする研究集団が、現代日本の労働者状態を解明するために全労連と労働総研の全面的協力をえて実施した4,513名のアンケート調査および代表性を配慮して選定された26職場・82名の面接記録を主たる素材として、労働者状態の解明には「労働」と「生活」の両側面からの接近を不可欠とする分析視点に立ってトータルな現状分析を試みた画期的労作である。

ここで各章のタイトルを紹介しておく、次のとおりである。

- I 序章
- II 「過重労働体制」下の「職場」の実態
- III 「低賃金」の深まりと「生活の枠組み」の薄弱化
- IV 「過重労働体制」下の「労働者生活」の危機—「労働と生活」の入りまじり
- V さまざまな「労働と生活」の「輪」の全体的見取り図
- VI 『調査』と研究が語るもの—結びにかえて
- VII 23の個別事例の記録

2

以下、各章ごとに評者が気付いた主要な論点だけ簡単に紹介しておきたい。

研究の目的と方法を論じたI章では、この種の先行研究が労働面に傾斜しすぎたと考える立場から「労働」のもつ規定性を認めつつも「労働と生活」の両側面から労働者状態を把握すべきとする方法論、すなわち「労働と生活」を一つの「論」として「循環」するものとして捉える注目すべき分析理論が提示されている。こうした明確な分析視点の提示と労働者階級全体に対する把握率を76.2%にまで高めた26「職場」の適切な選定こそが、本調査を成功させた鍵だったように思える。なお、本調査では「過重労働」とは、そのままでは生活破壊を短期間に必然化する労働のことを意味しているが、この「過重労働」体制の下で「労働と生活」の「循環」の「輪」を破壊に導くところの「今日的低賃金」の形成、共働きの一般化、労働と生活の入りまじり、核家族分解の危機、不安定雇用などが重要な調査課題とされている。さらに本章では、本調査をつうじて「社会的最低限」を具体的に提示する試みも表明されている。

労働時間を主たる手がかりとして職場の実態を分析したII章の中でとくに注目されるのは、アンケート調査を吟味した結果えられた職場の劣悪度を指標として、交代制勤務、持ち帰り残業、長時間残業、雇用の不安定性の順に優先順

位をつけて26「職場」の性格づけを行い、それによって6つの「過重労働」類型を抽出していることである。すなわち、I-a 高緊張・高密度(交代制深夜労働)、I-b 高緊張・高密度(非交代制)、II 恒常的残業型、III 定型的業務型、IV 在来的生産労働、V 不安定型がそれである。III章以下では、この過重労働類型ごとに検討が加えられており、この意味で実証分析の方向づけに決定的役割を果たした章といえる。ただ、次章以下の分析で類型別考察に追われるあまり、本書の付属統計表にも表示されている職場別集計結果を充分吟味した考察が不足気味になっているのは、残念なことである。本章で試みられた年休取得にかかわる職場管理のグルーピングが示唆しているように、職場別でなければ分析を深められない問題も少なくないからである。

続くIII章では、「今日の低賃金」の形成と共働きの一般化、さらには社会保障の後退と新しい最低限保障の方向が論及されている。前半では、序章で提起された視点にもとづき「高搾取下の低賃金」と「高収奪下の賃金」という両側面から「今日の低賃金」の形成が解明され、労働力の価値以下への低下が論じられている。評者の卒直な感想では、資料の制約で同じく官庁統計を駆使した分析であるけれども、労働市場を媒介するところの「規定的」とされる「高搾取下の低賃金」分析よりも「生活の枠組み」を歪める「高収奪下の低賃金」分析の方がより説得的であり、あとでの展開とのつながりも深いように思える。この「今日の低賃金」は、上記の分析過程で明らかにされている社会的強制による家計負担の増大と相まって「共働きの一般化」をもたらすが、その考察の際に検討されている労働力の価値分割の今日の特徴は共働きの性格づけにとって重要な指摘である。しかし、より重要なのは、労働類型・ライフステージ別に「労働

と生活のせめぎあい」を考察すると、3つにグループ分けできる生活タイプが認められる一方で、家計負担がピークに達する40才以上の世帯では、労働類型・夫の仕事内容いかにかわらず妻のフルタイマー型就労が主流とならざるを得ない事実を指摘していることである。これは今日的共働きの本質に迫る示唆的な事実である。長期的生活課題に迫った後半では、国際比較の悪用を批判するとともに、「国民環元率」なる指標を立案して先進国中最低の社会保障水準を告発している。

労働者の全生活過程の分析を試みたIV章では、所得を得るために費した1か月の世帯単位的生活時間が3分の1を超え、労働者の殆んどが疲労を覚えるような多忙な労働生活が、生活時間全体を圧迫している状況、つまり「労働」が「生活」を規定している状況を分析している。評者が注目したのは、教師・保母などに顕著な持ち帰り残業、仕事のことから解放されてリラックスすることができない人が増えたアフター・ファイブなどに示される「労働と生活の入りまじり」、仕事優先の風潮の中で進行した地域生活の根なし草化、さらに24才以下の若者の3人に1人以上が「新聞を読まない」活字文化の衰退などの動向である。労働者の過半数と一緒に食事をとれない短い共有時間の下で家族関係の稀薄化も進んでいるが、共働き世帯でも女性労働者の強い家族志向によってどうにか維持されていると述べられている。だが、住宅・教育・老後の3大課題を抱える女性労働者には、向老期に職業継続を脅かす親の介護問題が登場するとの指摘は重要である。家族問題の分析に限っていうと、労働類型よりも配偶者の有無・男女差が大きいとの指摘箇所も多く、今後の研究が望まれる。なお、地域生活に関してはいわゆる「社宅共同体」の吟味も残された課題といえる。

本書の総括部分にあたるV章とVI章では、調査結果を受けて「労働と生活」の「循環一輪」の大きさ、位置関係を「過重労働」類型別に示すシェーマ図をまず描くことによって各類型の状態に若干の差はあっても、共通の要求の下に連帯して闘い得る理論的根拠を明確化した総括的視座が提示される。このように理論仮説をシェーマ化して論点を明示し、調査結果をシェーマ化して全体像解明に迫っていく江口教授の周知の才能が遺憾なく発揮され、収入2倍程度のアップが不可欠となる最低標準生活費の算定とかかわって国民最低限の制度関連図も最後に提示されている。

なお、「今日の低賃金」をもって「『過重労働』体制の圧力」と把える立場を明らかにするとともに、共働き女子の「差別的低賃金」の中に低賃金の「一つの集約点を見出す」としているが、この指摘は重要である。そして今日的価値分割の下で創出される「特別な過剰労働力人口」が「非近代的」労働市場の仕組みゆえに価値以下の最低価格で流出を余儀なくされる主婦労働力の供給形態が理論的に追究されている。この「今日の低賃金」の下にある共働き労働者、正確には「共働き労働者階級」に労働者階級の現代的形成の姿を見ているが、ここに本書の主要な論点が集約されていると考えてよい。

3

以上のように本書は、かねてからわが国労働者状態のトータルな把握をめざしてきた江口英一教授が40数年の調査キャリアを生かして全力投球した著作だけに、先生の提起した調査仮説にしたがって集団的な調査研究が展開され、その実証的成果を先生ご自身が整序して「現代の労働者階級」像にまとめ上げている首尾一貫性に最大の魅力があるといえる。また、これまで

全体的位置づけが必ずしも明確でなかった教員、保母、看護婦、ホワイトカラー系を含む労働者各層の生きた姿、その多くは共働きの「労働と生活の入りまじり」の姿を究明した点も高く評価したい。これにかわって見逃せないのは、いろいろな角度から各章で検討を加えられている現状打開に積極的になれない青年層の動向分析である。評者は、問題の重要性からしてこれを本書の重要な功績と考える。さらに、「マルクス経済学者」の一部が口にしなくなった基本命題を今日の事態に則して本格的に論証している点でも、本書刊行の意義は大きい。ただ、具体的考察の中で「労働と生活」分析のバランスが崩れ、やや「生活」分析に傾斜する傾向が認められることも指摘しておきたい。もっとも、江口教授のまとめにおいてこの種の欠陥はかなりカバーされているけれども、一応ここでふれておく。

以上の評価を前提として評者の感想を2点だけ述べておきたい。そのひとつは、民間大経営、とくに春闘相場に大きな影響力をもつJC職場の分析が不足していることである。ふたつめは、移籍・出向・配転・応援などの資本攻勢の今日の特徴が具体的考察の中でほとんど現れてこないことである。これは、面接ケースの不足に起因するように思える。とはいえ本書は、疑いもなく他の追従を許さない社会調査集団の手になった優れた現状分析の書である。

(新日本出版社・1993年10月刊・12000円)

(札幌大学教授)

法政大学日本統計研究所
伊藤陽一・岩井浩・福島利夫編著

『労働統計の国際比較』

佐藤 博

1. 本書のねらい

労働統計の国際的比較というと、戦前の「植民地：インド以下の労働賃銀」（山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波文庫版、46～47ページ）をめぐる論争が思い出される。それほど昔に遡らなくても、つい最近ニュースになった日本の完全失業率が2.9%を超え、この統計が作成されてから史上第3位に達したといわれる。それにしても欧米の失業率とくらべると、日本の完全失業率は低すぎるといわれている。また労働時間についても、日本の労働者の年間労働時間が今でも、2000時間を超え、欧米先進諸国はいずれも2000時間以下なので、「時短」の必要が叫ばれている。さらに、バブル経済のもとで、世界一金持国になったはずの日本の労働者の住宅が、外国人の記者からみると、「ウサギ小屋」としかみられなかったりする。

日本の労働者の、こうした賃金、労働時間、失業率、住宅事情などは、労働統計でどのように把握されているのか、そうした統計を国際的に比較した場合に、日本の労働者の状態が、どんな位置にあるのか、こうした疑問を誰もがもつと思われる。

だが、労働統計を国際的に比較しようとする場合に、特有の困難がある。(1)比較に必要な統計そのものが存在しないか、不足しており、(2)あっても概念規定や調査方法が国によって違っていたり、(3)それぞれの国の自然環境と経済・

社会・文化の違いのため、統計の比較可能性が保証されていない場合が多い。

そこで本書の意図するところは、(1)労働の特定分野別に、統計指標体系を構築し、(2)これまでに国際比較の試みのある分野での到達点を確認し、その国際比較表を出発点として検討を加え、可能ならば新しい独自の比較表を提示し、(3)とくに日本の労働者の状態に注目して、国際的に位置づけを試みる。(4)とりあげる時期としては1970年代以降に限定する。従ってドイツに関しては、統一以前の旧西ドイツないしそれに該当する地域に限られる。(5)なお先進諸国ばかりでなく、アジア諸国では、できるかぎり、韓国の労働統計を比較の対象に加える。

2. 本書の構成

本書は、本書の執筆者の大多数が、本書に先立って3年前に翻訳出版したR.ピーン編著『国際労働統計——手引きと最近の動向——』（1990年、梓出版社）と「上、下の本とみなしてもよい」（本書のあとがき）。というのは、訳書は、イギリスを中心に労働統計の国際比較がおこなわれているが、本書では、日本の労働者状態の国際的位置づけに重点がおかれている。

そうして、訳書では、労働人口と就業（第2章）、失業（第3章）、賃金と収入（第4章）、消費者物価（第5章）、労働費用（第6章）、労働時間（第7章）、労働組合員（第8章）、労働争議（第9章）、その他に第II部 国別労働統計と

して、第10章 OECD24ヶ国の労働統計、第11章 非OECD20ヶ国の労働統計、という編別構成がとられている。

だが、本書では、訳書の第2章から第9章でとりあげられている統計指標の他に、最近の「経済のサービス化」という傾向を反映して、「就業構造の変化」(第2章)をとりあげている。この章の他にも、「国際労働移動」(第4章)、「労働生産性」(第7章)、「剰余価値率」(第8章)、「労働災害・職業病・健康」(第9章)、「女性労働」(第10章)、「家計支出」(第11章)、「住宅と居住環境」(第13章)といった労働統計が追加されている。

それ故、本書の第3章「失業・不安定就業」、第5章「・賃金・労働費用」、第6章「労働時間」、第12章「消費者物価」、第14章「労働組合と労働争議」において、前掲訳書『国際労働統計』のそれぞれ該当する章の国際比較表に対して、新しい統計が対置され、日本の労働者の国際的位置づけが試みられている。

第3章においては、失業率の他に、新しく「不安定就業」の推計が加えられ、EC10ヶ国の「失業・不安定就業の統計指標」(1983年、1985年、1988年)が提示され、日本と基本的に同一の枠組みの「労働力調査」方式をとるアメリカとの国際比較表も添えられている。

第5章では、「実収賃金 earnings」と、「間接賃金」を含む「労働費用」について、時間あたりの「実収賃金比較」(表5-5)および、時間あたり「実質賃金比較」(表5-6)を13ヶ国について、USドル表示で与え、差異指数(日本を100とする数字)によって、日本の国際的位置を示そうと試みている。なお、「労働費用推計値(名目と「実質」)の比較」を1988年と1990年について提示し(表5-9)、日本が、OECD24ヶ国の下位グループに属すると指摘している。

第6章では執筆者独自の推計として、表6-12「年間労働時間の国際比較(製造業・生産労働者)」を提示している。この表では1990年の日本の年間労働時間は2,239時間と推計されている。

第12章では、スイスユニオン銀行、企画庁、国連、OECDの物価水準の国際比較(表12-7)が提示され、東京、ニューヨーク、ロンドン、パリ、デュッセルドルフ、ストックホルム、ハンブルク、ボンなどの大都市について、OECDについては、日本、アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツ、スウェーデンの6ヶ国について、1985年から1991年にいたるまでが揭示されている。

第14章では、「組合員数と組合組織率」(表14-1)、「産業別組合組織率」(表14-2)、「性別組合員数と組合組織率」(表14-3)、「労働争議」(表14-4)、「争議参加率・損失日数・継続期間」(表14-5)について独自の国際比較表が提示されている。

訳書『国際労働統計』でとりあげられなかった労働統計、すなわち、就業構造の変化(第2章)、国際労働力移動(第4章)、労働生産性(第7章)、剰余価値率(第8章)、労働災害・職業病・健康(第9章)、女性労働(第10章)、家計支出(第11章)、住宅と居住環境(第13章)こそ、本書の特色をなす諸章と思われるが、それらの内容の紹介については、紙数がない。

3. 本書の意義といくつかの問題点

労働統計の国際的比較というテーマは、現代の不況からの脱出口が模索されている時期において、特に労働運動の目標をきめるための現状分析のために必要であることはいうまでもない。この時期に、国際比較のための多くの問題を克服しようと執筆者が努力されたことに敬意を表

したい。

問題点をあげてみると、第8章「剰余価値率」のところでは、労働時間、賃金、労働生産性などとの関係が指摘されている（190ページ）が、他の章でとりあげている統計には触れていない。また、第7章「労働生産性」では、賃金と労働

生産性との関係について、表7-10で規模別格差だけしかとりあげられていない。いくつかの労働統計指標の組み合わせということが、もっと必要ではなかろうか。

（梓出版社・1993年10月刊・3,914円）

（専修大学教授）

次号No.15（1994年夏季号）の主な内容（予定）

〔巻頭論文〕

- ・発達した資本主義国における雇用・失業をめぐる問題

大木 一訓

〔特集〕日本独占資本の改革ビジョンとその批判

- ・日本独占資本の改革ビジョン批判
- ・小沢一郎『日本改造計画』批判
- ・「経済改革研報告」批判
- ・GATTと農業政策

〔国際・国内動向〕

- ・アメリカの通信労働者
- ・雇用関係会議について
- ・建設業汚職とは何であったか
- ・国連差別撤廃委員会における日本政府レポートの審議について
- ・病院給食問題について

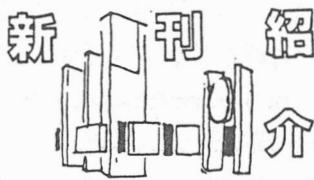
〔書評〕

- ・三好正巳著『産業労働論序説』
- ・『嶋津千利世著作集』

（題はそれぞれ仮題）

他に、プロジェクト・研究部会報告、討論のひろば、新刊紹介

発行予定日 1994年6月15日



伊藤セツ著

ジェンダー
『両性の新しい秩序の世紀へ』

『現代婦人論入門』（1985年）につづいて、昨年『両性の新しい秩序の世紀へ』が出版された。前者は、婦人論とは何かなどの基本的な問題を扱い、婦人論研究の入門書であった。本書は世界的な婦人論に関する理論の発展を視野にすえ、21世紀を展望した続編として出版された。

本書の副題は「女性・家族・開発」で、2部から構成されている。第1部の「開発と女性・ジェンダー」ではまず、開発の概念を、広く豊かな内容をもったものであると、『開発』とは、たんに経済上の開発や近代化を意味するものではなく、福祉と公正を広くもたらして、人間の発展につながるものという意味がこめられ」といとのべ、南北格差の是正、新国際経済秩序の確立を開発の前提としてとらえている。開発の概念を重要視して、女性解放論はどのように開発を問題とするべきかを問い、国連婦人の10年のなかで、開発、南北問題、第3世界の視点がどのように発展してきたかを、5年毎の世界婦人会議の文書で確認し、また、日本の理論家と国際的理論家の文献を幅広く紹介している。

著者は、「開発と女性」の分析視角の重要性を指摘し、東南アジア、第3世界への多国籍企業の進出とそこでの女性の低賃金労働を問題とし、「国際分業と搾取を支配する原則は、性的分業と搾取を支配する原則と同じ」であり、今日の世界的な資本蓄積過程であるとみている。これらを考察して、女性解放論を「全地球的な『生

産力（と生産関係）と女性』の問題」としてとらえなおして、従来の発達した資本主義国中心の、「一国の資本と賃労働の関わりの中で、二重の負担の問題として、女性問題をとらえるだけでなく、国家間の支配と被支配という問題も含め」、「民族問題を含めた三重の負担の中での女性問題の把握」が、女性解放理論にとって必要であるとして提起している。

「開発と女性か、開発とジェンダーか」で、WID（Women in Development）、WAD（Women and Development）、GAD（Gender and Development）の概念の違いを文献的に跡づけ、女性学とのかかわりを問題とし、開発を論ずる際のジェンダー（社会的に規定された性＝両性）視点の優位性をのべている。

第2部「家族・家事労働・女性論」では、国際家族年にむけて、家族とはなにか、女性の社会進出と家族政策など、家族について多面的な分析をおこなっている。家族政策については、資本の効率原理を優先した現実の政策を批判し、また、男女平等のための家庭・地域・職場での男女平等実現のための労働者階級の政策を提起している。これらの内容をとおして「両性の新しい秩序」を展望する本書から、第3世界をも含む世界的な規模での婦人解放論をどのように構築するのかについて、多くの示唆をあたえらる。

（白石書店刊・1854円）

（桜井絹江・常任理事）

大澤準一・上掛利博編

『福祉都市を創る』

本書は毎年京都で開催される「社会福祉講座」の第5回の基調報告や記念講演、分科会の内容をもとに構成されている。この講座は障害者団

体や労働組合、生協など社会福祉活動にとりくむ人々と研究者の共同で運営されているので、これまでに『福祉を創る』、『老人福祉を創る』、『地域福祉を創る』、『障害者の未来を創る』（いずれも、かもがわ出版）が刊行されている。いずれも発達保障の視点から、あらためて福祉の理論や事業を問い直す内容になっており、その新鮮な問題提起から学ぶところが大きいという人も多いのではないかな。

本書がユニークなのは、市民の自主的福祉事業や福祉運動あるいは、福祉行政の担い手たちが自分の言葉で率直に語り、なによりそうした事業や運動を通して人を変え、地域を変え、また担い手自身も学び変わったこと、つまり発達保障の課題が福祉の利用者だけではなく、その担い手にもかかわる課題であることが生き生きと伝わってくる点であろう。総論部分にあたる「Ⅰ福祉都市を創る」（上掛利博氏）では、障害者の10年最終年の“マラソンスピーチ”や自主的福祉事業や運動の成果を十分にくみとったうえで整理され、人間らしい生活を支え社会生活の水準をたかめる福祉、福祉運動に支えられ市民の問題提起を受け止める福祉など、福祉都市の基本的考え方が、市民の誰もがイメージしやすく描かれている。

また、福祉オンブズマン制度を導入した東京都中野区の大澤準一氏の講演「ともにつくる福祉都市の実現をめざして」では、この制度が住民参加と連帯、住民と行政の緊張関係と協働の所産であり、この制度が行政と住民に与える影響と可能性がまとめられている。そしてパッチワーク、ネットワーク、アメニティー、社会システムという4つの視点から福祉都市の条件が明らかにされている。

本書を読み通してみると、市民が互いの個性を尊重しあい、自治体の福祉行政を検証し要求

を反映させ、自ら福祉の仕事おこし(共同事業)を行うという、福祉を創造する市民像が浮かび上がってくる。住民の共同の力量と福祉行政との関係、福祉専門職と住民の共同の関係、福祉都市と中央政府の関係など、本書からさらに深め問うべき課題は多い。主権者として、住民として福祉をどう創造してゆくのか。読み手が、社会の主人公であることを、自覚させる本である。

(かもがわ出版刊・1300円)

(岡崎祐司・会員・佛教大学専任講師)

F・K・カウル著、日野秀逸訳

『アウシュヴィッツの医師たち』

1933年1月、ナチの人種「理論」の熱狂的主唱者ヒトラーが権力を握った時、親衛隊員は約2万5000人、親衛隊員を含む突撃隊員は30万人に近かった。ドイツ国内の強制収容所は、親衛隊の手中にあり、収容所の医師は、親衛隊指導部の一員となった。これが大惨劇の原点である。ヨーロッパ諸国のネオ・ナチズム、ネオ・ファシズムやロシアのジリノフスキーなどが台頭しつつある現在、本書は、まさに「警世の書」である。

本書の構成は、次の通りである。第1章 親衛隊と強制収容所／第2章 アウシュヴィッツ強制収容所／第3章 強制収容所の親衛隊衛生制度の沿革と構造／第4章 アウシュヴィッツ強制収容所における医療関係親衛隊隊員の活動／第5章 アウシュヴィッツの医学的犯罪に対する刑法上の量刑にみられる東西ドイツの違い／第6章 医学界の『共通気風』。

1940年設立のポーランドのアウシュヴィッツ強制収容所で何が行われたか。

IG ファルベン（バイエル、ヘキスト、BASF

などによって構成)は、世界最大の合成石油と合成ゴム工場である IG アウシュヴィッツを、囚人労働で建設し、操業した。最悪の諸条件で酷使した囚人労働者を「使い捨て」にするさいには、IG ファルベン系企業が製造した殺虫剤クロン-βの有毒ガスで大量虐殺した。親衛隊員医師は、ユダヤ人の全面的抹殺の場合も含めて、ガス室での大量殺人を監督し、立ち合い、全員の死亡を確認する役割を果たした。また、森村誠一『悪魔の飽食』(光文社)を想起せざるをえない人体実験も広く行なわれた。囚人の食糧などの横領、抹殺された人々の所有物の略奪も見逃せない。

アウシュヴィッツの3つの強制収容所は、ドイツ軍需産業のための一大労働力庫であると同時に工業的企業の人間抹殺の最大のセンターであった。

著者のカウルは執筆当時、フンボルト大学教

授、法律学者であり、アウシュヴィッツ裁判の記録を詳細に分析して、淡々と叙述しているが、個々の親衛隊医師の経歴と罪状および量刑などの内容は衝撃的である。第5章を手がかりとして、旧東ドイツと旧西ドイツの反ナチズムの実態と問題点を明らかにすることは、日本の戦後史との比較からも重要である。

医療・医学の面でも、遺伝子の操作、人工受精、産児制限、臓器移植、脳死・尊厳死・安楽死、薬害等の重大問題が山積みされている現在、ナチの人種「理論」再現の危険性もある。

本書は、旧東ドイツの光と影にこだわり続ける訳者、日野秀逸教授の「執念の産物」で、訳文・訳注・あとがきともに抜群である。374ページの力作にふさわしい大きな反響を期待してやまない。

(三省堂刊・4200円)

(儀我壮一郎・理事・大阪市立大学名誉教授)

— <お知らせ> —

『労働総研クォーターリー』をご愛読いただき、ありがとうございます。

さて、小誌は創刊以来、頒価を据え置いてきましたが、この間の郵便料をはじめとする諸経費の増加により、次号(第15号・1994年夏季号)より、頒価を年間購読料5,000円(送料込み)、1部1,250円(送料別)と改定させていただくことになりました。

ご理解・ご協力の程を、よろしくお願い申し上げます。

1994年3月 労働運動総合研究所

編集後記

1994年は国際家族年であり、1995年には、北京で世界婦人会議がある。国際婦人年、その後の国連婦人の10年の延長線上に国際家族年がある。いま、日本の家族、家族政策（保育、保育政策も含む）は、大きな問題をかかえている。労働者階級の立場から、直面しているこれらの問題をどのように考えていったらよいかを特集の論文は明らかにしている。わが国の企業戦士の夫たちは、家族を自分自身の問題であると同時に、社会の問題、国の政策の問題、労働者階級の問題としてとらえているだろうか。労働組合にとって、また、その担い手たちにとって、男女平等の課題とともに、家族の問題はまだまだ、視野の外にあるのが現状ではなかろうか。国際家族年は、労働者が家族、家族政策を考える良い契機になると考える。

巻頭論文は、今日の焦点の社会保障を論じている。社会保障は国民全体に関わる大きな問題であると同時に、家族、家族政策とも深い関わりをもつ。そのような観点からも読んでいただきたい。

(K.S.)

労働総研クォーター 第14号 1994年4月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114 東京都北区滝野川3-3-1

ユニオンコーポ403

TEL 03 (3940) 0523

FAX 03 (5567) 2968

印刷 有限会社 なんぶ企画

頒 価 1 部 1,000円(郵送料240円)

定期購読(年4冊分) 4,000円(郵送料含む)

振 替 東京4-191839

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.14 Spring Issue

Contents

- * What do they intend to do with social security?

— A Comment on the Report of the Committee on Future Social Security —

Masaaki Ogawa

Special Article : Family and Child-care Policy

— International Year of the Family and the Working Class —

- * International Year of the Family and the Working Class Akiko Fuse
- * A Trend of the Child-care Policy Today
- “Reform” of the State System and Expansion of Public Security — Naoki Sakasai
- * International Year of the Family and Workers’ Families Setsu Itoh
- * A Trend of the Family, Child-care Policy in EC (EU) Hiromi Kinoshita

Information at Home and Abroad

- * Difficulties surrounding Clinton’s Medical Care Legislation Shuitsu Hino
- * Asia and Pacific Symposium of NGOs on Women in Development
- Towards the 4th UN World Women’s Conference on Equality, Development and Peace — Haruyo Nakajima
- * Japanese Style Enterprise Society and Social Policy
- Report of the 87th Study Meeting of the Association on Social Policy — Sumi Nakagawa

Report of Project and Study Groups

- * Study Group on Problems of Medium-Small Enterprises Hisakazu Fukushima

Forum

- * Industrial Relations for Workers in Public Sector Yoshifumi Itoh

Book Review

- * “The Working Class of the Present Japan” compiled by Zenroren and Rodo Soken under supervision of Eiichi Eguchi Kenjiro Michimata
- * “International Comparison of Labour Statistics” by Yoichi Itoh and Others Hiroshi Satoh

Introduction of New Publications

- * “Towards a Century of New Orders for Gender” by Setsu Itoh Kinue Sakurai
- * “To Create Welfare-oriented Cities” by Junichi Ōhsawa and Toshihiro Kamikake Masayoshi Hamaoka
- * “Ärzte in Auschwitz” written by F.K. Kaul and translated by Shuitsu Hino Soichiro Giga

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo #114
Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968